

アジア女性基金 02-1

E/CN.4/2001/73

Original English

2002年2月

女性の人権とジェンダーの視点の統合

# 女性に対する暴力

武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力  
(1997年-2000年)

## 報告書

ラティカ・クマラスワミ  
国連人権委員会特別報告者

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

**無断転載を禁じます。**

**(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）**

**2002年2月発行**

この報告書は、国連人権委員会の女性に対する暴力に関する特別報告者、ラディカ・クマラスワミ氏が、2001年3月、国連人権委員会に提出した「武力紛争時において国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力報告書(1997-2000年)」を翻訳したものです。

## 目 次

総 論 -----	1
I. 序 論 -----	3
II. 武力紛争と女性に対する暴力に関する構築されつつある法的基準 -----	4
A. 国内刑事裁判所 -----	4
B. 旧ユーゴスラビア国際刑事法廷の判例法 -----	6
C. ルワンダ国際刑事法廷の判例法 -----	10
III. 今後の方針と未解決の問題 -----	12
IV. 女性に対する暴力と武力紛争に関する一般的問題 (1997年-2000年) -----	12
A. 想像を絶する残虐行為 -----	12
B. 化学兵器 -----	13
C. 国家以外の行為者の役割 -----	13
D. 少女 -----	14
E. 紛争地帯への、および紛争地帯からの女性の人身売買 -----	15
F. 国内避難民女性 -----	16
G. 軍事化 -----	17
H. 国連平和維持職員／軍事基地 -----	17
I. 復興計画 -----	18
J. 和平プロセスにおける女性 -----	19
K. 責任／真実と和解 -----	19
L. 罪／責任 -----	20
V. 武力紛争時の女性に対する暴力の諸例 (1997年-2000年) -----	20
A. アフガニスタン -----	21
B. ブルンジ -----	21
C. コロンビア -----	22
D. コンゴ民主共和国 -----	23

E. 東チモール	23
F. ユーゴスラビア連邦共和国(コソボ)	24
G. インド	25
H. インドネシア／西チモール	26
I. 日本：慰安婦の裁判に関する進展	26
J. ミャンマー	28
K. ロシア連邦(チェチェン)	28
L. シエラレオネ	29
M. スリランカ	31
VII. 効 告	32
A. 国 際	32
B. 国 内	34

## 総論

女性および少女に対する暴力は、本報告書が対象とする期間(1997年-2000年)においても衰えることなく続けられた。アフガニスタン、チェчен、シエラレオネ、東チモールに至る諸地域の紛争下で、女性や少女に対して想像を絶する残虐行為が行われた。本報告書は、1997年以降、政府軍、国家以外の行為者、保護責任をもつ警察官、難民キャンプや国境の警備員、隣人、地方政治家、時には家族の成員によって、女性と少女がどのようにして死の脅迫を受けながらレイプされてきたかを明らかにする。女性たちは手足切断や性的損傷を受け、事後その多くが殺され、さもなければ死ぬまで放置された。また、裸にされて所持品検査をされたり、兵士や公衆の面前で裸で行進させられたり、踊らされたり、家事をやらされた。兵士と強制的に「結婚」させられた女性や少女もいる。「結婚」とはつまり、継続的レイプと性奴隸制の婉曲的な表現にすぎない。化学兵器にさらされた結果、身体障害に苦しむ女性やその子どももいる。

本特別報告者は、武力紛争時に少女が直面する特定の危険と、国内避難民となった女性に対する保護と援助における欠陥に特に注目する。さらに、彼らを保護するために設置された難民キャンプおよびその他の避難所から女性が人身売買されたり、国連平和維持軍が配備されている国で、平和維持軍にサービスを提供するために女性が人身売買されていることに驚きの念をつのらせている点を強調しておく。特に、国連平和維持軍兵士や参謀による、また、世界各地の軍事基地に関係する兵士や参謀によるレイプその他の性的虐待の報告数が増加していることに懸念を表明するとともに、国連はこうした虐待を防止する適切な措置を取る特定の責任があることを強調しておく。

本特別報告者はまた、女性が再建と復興のプロセスにおいて直面する絶え間ない暴力や差別にも光をあて、ほとんどの紛争後の状況において女性が世帯主の大半を占めるにもかかわらず、その家族や彼女たちのニーズが国際援助機関の計画や復興プログラム、あるいは人道的援助の配分に十分に加味されることがほとんどない点に注目する。本報告者は、国連が紛争下や紛争後に女性と少女を保護し、適切で効果的な援助政策を発展させるつもりであるならば、平和維持軍や文民警察部を含む国連のあらゆるレベルに女性を参加させなければならないし、ジェンダーの専門知識を有する者を国連のすべての分野の上級管理職に参加させなければならない点を強調しておく。さらに、女性は将来の政府の機構や運営の枠組みが定まる和平プロセスにおいて、より大きな役割を担わなければならないし、過去の問題に取り組む社会の努力に女性を参加させるための協調した努力が払われなければならない。

本報告書は過去4年間に起こった法制度上および機構上の積極的展開についても記述している。

国際社会は、レイプその他のジェンダーに基づく暴力が、拷問その他の残酷な、非人間的な、品位を傷つける取り扱いおよび奴隸化と同じく戦争犯罪、人道に対する罪、そしてジェノサイド犯罪の構成要素になりうることをはつきりと示す法的基準を構築しつつある。本報告書は、戦時における性暴力の訴追について法制度上の基準を確立した旧ユーゴスラビアおよびルワンダの両国際刑事法廷の重要な業績を概説している。これらの特別法廷の業績に加えて、本特別報告者による前回の報告以後、唯一最大の進展である 1998 年 7 月 17 日の国際刑事裁判所規約(ローマ規約として知られる)の採択についても概説している。この規約は、レイプその他のジェンダーに基づく暴力を人道に対する罪および戦争犯罪を構成する行為として明確に定義している。ローマ規約はこの他に、女性と子どもに対する暴力に関し、特別の専門知識を有する判事や検察官を起用する必要性や、被害者・証人ユニット(裁判所がジェンダーに基づく暴力被害者の裁判の進歩的メカニズムとして機能するために不可欠なもの)の設置などのさまざまな機構上の問題にも言及している。

本特別報告者は、レイプその他の性暴力を犯した者は法的責任があり、処罰されるべきだという国際社会の認識と、加盟国の国際人道法や人権法を施行する政治的意志の間に大きな落差があることを力説し、違反者の責任を追及しなければならないことを強調したい。第二次大戦中、日本が利用した軍性奴隸制の加害者を引き続き免罪していることは、加盟国が依然として過去におけるレイプおよび性暴力の行為の責任者を調査し、訴追し、処罰することを怠っている数多くの実例の一つにすぎない。これが今日においても女性に対する暴力を存続させる免罪の環境を助長してきた。本報告書に詳述された暴力が調査され、処罰されるのか、こうした行為が今後防止されるのかどうかは、最終的には国連加盟国の確固たる決意にかかっている。

## I. 序論

1. 人権委員会第 56 会期は、決議 2000/45において、女性に対する暴力、その原因と結果に関する特別報告者報告(E/CN.4/2000/68 と ADD.1-5)を歓迎し、今後の調査に対する激励の意を表した。人権委員会は同決議において特別報告者の委任事項をさらに 3 年間更新することを決定し、特別報告者に対し、第 57 会期を皮切りとして毎年、人権委員会に対しその委任事項に関する活動について報告するよう要請した。
2. 国家が犯した、あるいは(および)黙認した女性に対する暴力に関する前回の報告書(E/CN.4/1998/54)に続き、本報告書は、特に 1998 年の人権委員会への本特別報告者報告の勧告の見地に立って、武力紛争下の女性に対する暴力に焦点をあてている。さらに、武力紛争と女性に対する暴力に関して構築されつつある法的基準について記述し、今後の方向と未解決の問題を検討し、国別の事例研究を含む女性に対する暴力と武力紛争に関する全般的な考察(1997 年—2000 年)を含む。

### 作業方法

3. 国家の犯した、あるいは(および)黙認した武力紛争下の女性に対する暴力に関する国家の国際的義務の遵守についての体系的見直しを提示するために、本特別報告者は各国政府に対し、自国の慣行や政策を 1998 年の人権委員会への勧告にいかに遵守させてきたかに関して、文書による説明を提示するよう要請した。
4. 本特別報告者はまた、1997 年—2000 年における武力紛争時の女性に対する暴力についての人権委員会への報告の協力を得るため、世界各地の専門家から成る調査チームを結成した。本報告書にはこの調査の結果が含まれている。<sup>2</sup>

### 各国訪問

5. 本特別報告者は女性と少女の人身売買の問題について、バングラデシュ、ネパール、インドを歴訪(2000 年 10 月 28 日—11 月 15 日)したが、人権委員会がその報告書(E/CN.4/2001/73/Add.2)に注意を払うよう求めたい。
6. 本特別報告者は、この場を借りて、報告者の訪問の便宜をはかり、これら 3 カ国において政府および非政府の関係者との面談を可能にしてくれたバングラデシュ、ネパール、インドの諸政府に対し感謝の意を表したい。また、2000 年 8 月に予定されていたシェラレオネへの訪問が延期された

ことに遺憾の意を表し、2001 年中にこれが実現することを希望する。

7. 本特別報告者は、2000 年 4 月 27 日付けのロシア連邦政府宛の書簡で、チェチェン共和国における状況に関して本報告者および拷問に関する特別報告者による共同訪問を招聘する可能性を打診した。ロシア連邦政府は、2000 年 9 月 11 日付けの書簡で、本報告者のみの北コーカサス地域を含むロシアへの訪問を招聘する意を表明した。両特別報告者は 2000 年 9 月 27 日付けの書簡で、共同訪問の受け入れを再度要請した。

8. 本特別報告者は、4 月の共同訪問を特に要請した後、ロシア連邦政府が本報告者および拷問に関する特別報告者のチェチェン地域への訪問を招聘する準備がないことに遺憾の意を表する。

## II. 武力紛争と女性に対する暴力について構築されつつある法的基準

9. 武力紛争時の女性に対する暴力に関する本特別報告者の前回報告以降も、戦時の女性に対する暴力は衰えていない。しかしながら過去数年来、これらの犯罪の重大さと責任追求のメカニズムの設置についての国際社会の責務に関する国際的認識が高まっている。

10. これまでの報告書で本特別報告者が指摘したように、戦時のレイプおよびジェンダーに基づく暴力はかなり以前から禁止されているが、実際には無視されることが多く、ほとんど訴追もされてこなかった。近年になってようやく、しかもボスニアやルワンダでの紛争に関連して組織的レイプや性暴力が行われて以来、国際社会はこうした行為が拷問その他の残酷で非人間的な、品位を傷つける取り扱いおよび奴隸化と同じく戦争犯罪、人道に対する罪、およびジェノサイド犯罪の構成要素になりうることをはつきりと示す明確な法的基準を生み出しつつある。同様に、最近になってようやく旧ユーゴやルワンダの特別法廷、さらには最近の国際刑事裁判所(ICC)の設置を通して、こうした犯罪の調査や訴追を実現するためのメカニズムが創設された。

### A. 国際刑事裁判所(ICC)

11. 本特別報告者の前回の報告(以下「1998 年報告」)以降、最も大きな進展は、ローマ規約として知られる 1998 年 7 月 17 日の国際刑事裁判所規約の採択である。2000 年 11 月現在、この協定は 116 カ国が署名し、協定の施行に必要な批准国数の 3 分の 1 を超える 23 カ国が批准している。

12. ローマ規約は、特にレイプその他のジェンダー暴力<sup>3</sup> 暴力を人道に対する罪および戦争犯罪を構成する行為として定義することによって、国際社会の関心をひく最も重大な犯罪に含まれたことをはっきりと示している。同規約によれば、レイプ、性奴隸制、強制売春、強制妊娠、強制不妊、もしくはその他あらゆる形態の性暴力もまた、(国際的武力紛争に適用される)<sup>4</sup> ジュネーブ条約の重大な違反、ないしは(国際的ではない紛争に適用される)<sup>5</sup> ジュネーブ4条約と共通の第3条に対する重大な違反であって、戦争犯罪にあたる。同じく、ローマ規約は、人道に対する罪の中に、民間人に対する広範な、もしくは組織的な攻撃の一部として行われた「レイプ、性奴隸制、強制売春、強制妊娠、強制不妊、その他のこれに匹敵する重大な性暴力」や拷問が含まれると定義している。<sup>6</sup> さらに、「奴隸状態」を定義して、「人間に対する所有権に付与される権力の行使であり、人間とりわけ女性と子どもの人身売買もこうした権力の行使にふくまれる」としている。<sup>7</sup> 同規約はまた、政治、人種、国家、民族、文化、宗教およびジェンダーに基づく迫害は人道に対する罪を構成すると規定している。<sup>8</sup>

13. ローマ規約は、ジェノサイドに関する条文においてレイプその他の性暴力に特に言及せず、ジェノサイド犯罪の防止と処罰に関する条約の表現に準じているが、その条文はレイプその他の性暴力の訴追に使用することが可能である(例えば、下記のアカイエスの事例)。ジェノサイドの構成要素となる行為には「集団の成員に対する重大な身体的もしくは心理的な危害を加えること」および「集団内の出生の防止を意図した措置を講じること」が含まれると定めている。<sup>9</sup>

14. 同じく重要なこととして、同規約は、ICCの法律の適用および解釈が「国際的に認められた人権と一致し、ジェンダー…<sup>10</sup>などを根拠とする対抗的差異を伴わないものとしなければならない」とする非差別条項を含んでいる。

15. 重要なことに、ローマ規約は「15歳以下の子どもを国家の軍隊に徴集もしくは入隊させたり、戦争行為へ積極的に参加させるために使用することを戦争犯罪とし、子ども兵士の問題を特に認めている。<sup>11</sup>

16. ローマ規約は、その実体法的条文に加えて、ICCがジェンダーに基づく暴力の被害者の裁判にむけた進歩的メカニズムとして機能するために、女性人権活動家が重要だとみなすいくつかの構造的問題も扱っている。判事を選出する際に加盟国は「男女の判事の公正な代表」の必要性を考慮に入れなければならないし、「女性や子どもに対する暴力を含め、特定の問題に関する法的専門知識を有する判事」を任命しなければならない。<sup>12</sup> 同じく検察局(OTP)は「性暴力およびジェンダーに基づく暴力、子どもに対する暴力」に関する専門知識を有するアドバイザーを任命することが義務づけられている。

義務づけられている。<sup>13</sup>

17. 同規約はまた、「検察局と協議の上で、証人、被害者その他証言することで危険にさらされる者への保護的措置や安全配慮、カウンセリングその他の適切な援助を提供する」被害者・証人ユニットについての特別の規定を設けている。「同ユニットには、性暴力犯罪に関するものを含むトラウマについての専門知識を有する職員が含まれなければならない。」<sup>14</sup>

18. ICC の特徴の多くは戦時の女性に対する暴力がもたらす問題に敏感なものとなっているが、ローマ規約は女性の国際人権に関するいくつかの短所もある。同規約は第 7 条(2)(f)において、「強制妊娠」は住民の民族構成に影響を与える「意図」を加害者が持っていることが必要であると定義している。そうだとすれば、この定義は犯罪にならない強制妊娠とはいかなるものかという重大な問題を提起する。さらに、ある種の強制妊娠を他の強制妊娠より攻撃的だと定めることで民族的純血に関する偏見を肯定しているように思われる。

19. さらに、ローマ規約は第 7 条(3)において「ジェンダー」を「社会的文脈における男性と女性の 2 つの性別」と定義している。この定義は男女の生物学上の差異を再度強調することによって、ジェンダーの社会的成立に依拠するアプローチを阻んでいる。

20. 最後に、ローマ規約は事件が裁判にかけられた後、被告人に関して証人匿名規定を定めていない。同規約に証人匿名規定はあるが、規約起草者は個々の証人の安全より被告人の権利に重きを置くことが望ましいとしている。

## B. 旧ユーゴスラビア国際刑事法廷の判例法

21. 旧ユーゴ国際刑事法廷 ICTY は、戦時性暴力を訴追するための法的基準を設置する上で決定的な役割を果たした。検事局 OTP は、性暴力が戦争犯罪などの国際犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪を構成するだけでなく、拷問、奴隸化、身体への損傷その他の関連する行為がこうした犯罪の構成要素となっている限り、これらもまた戦争犯罪、陣頭に対する罪となることを認めている。現在までのところ、旧ユーゴにおける戦時の犯罪に対する ICTY の公訴は、性的暴行の犯罪をジュネーブ条約の重大な違反および人道に対する犯罪、戦争犯罪、ジェノサイドとして告発している。同法廷はさらに、国際刑事裁判所規約第 7 条(3)の下で、性的暴行の犯罪の命令責任を有する数名の戦犯容疑者を公式に告発している。

### タジッチの事例

22. プリエドールで軍事行動を行っていたボスニアのセルビア軍兵士、ダスコ・タジッチ(Dusko Tadic)は、1997年5月7日、ICTYによって人道に対する罪および旧ユーゴ<sup>15</sup>の戦時における戦争犯罪で有罪を宣告された。悪名高いオマルスカ収容所の下級役人であったタジッチは、直接に性的暴行を行った点ではなく、プリエドール地区の非セルビア住民に対する殴打、拷問、性的暴行<sup>16</sup>その他の身体的心理的虐待を含む、広範で組織的な恐怖キャンペーンに参加したことで有罪となつた。<sup>17</sup>

23. タジッチの事例の場合、法廷が被告人に対して性暴力犯罪を含む犯罪的迫害行為によって人道に対する罪の有罪判決を下したことが特に重要である。タジッチ裁判の判決は、レイプを兵士が性的エネルギーのはけ口を求めて成り行きませに、あるいは恣意的に行う行為であるとする通常の主張に頼ることなく、レイプおよび性暴力が民間人に対する広範な、もしくは組織的な恐怖キャンペーンの構成要素と見なされると断言した。レイプそのものが広範であり、組織的であったかを証明する必要はなく、レイプが広範な、あるいは組織的に行われた一連のさまざまな犯罪の一つであり、加害者の恐怖キャンペーンの一部であったことを証明することが必要なのである。<sup>18</sup>

### プラスキッチの事例

24. クロアチア防衛評議会軍(HVO)大佐のティホミール・プラスキッチ(Tihomir Blaskic)は、HVO軍中部ボスニア作戦地区の指揮官だった時に起きた事件によって、ICTYによって起訴され、収容所におけるレイプをふくめた人道に対する罪の直接的犯行の責任と、命令を下した責任の両方を告発された。2000年3月3日、プラスキッチは、中部ボスニア<sup>19</sup>に住むイスラム系住民に対する戦争犯罪、重大な人道法違反、人道に対する罪で有罪を宣告された。彼は起訴状に列挙された犯罪を直接行った点ではなく、「これらの犯罪を命令、計画、扇動、あるいはそれを計画、準備もしくは実行する際に援助および教唆した」ことを根拠に有罪となつた。<sup>20</sup>

25. この判決が重要なのは、特に、人道に対する罪を構成するものについて徹底した議論が行われたことである。法廷は、「組織的攻撃」を構成するものとして「住民集団に対する大規模な犯罪行為を犯したこと、あるいは互いに関連する非人間的行為の繰り返しの、継続的な犯行」(強調は筆者)<sup>21</sup>などを含む4つの要素を列挙している。人道に対する罪についての法廷の議論は、レイプを戦争犯罪とすることに貢献した。タジッチとプラスキッチの両事例における人道に対する罪の解釈の下で、女性へのレイプおよび性的暴行は、それ自体そのままで、広範に及んだり組織的である必要はなく、性暴力が他の犯罪行為を伴う広範なもしくは組織的キャンペーンの一つの構成要素となりうることが確認された。

### セレビッヂの事例

26. 1998年11月16日、旧ユーゴ国際刑事法廷は、さまざまな戦争犯罪の中でも性暴力犯罪に特定してボスニア人戦犯に最初の有罪判決を下した。法廷は、ボスニアのイスラム教徒でセレビッヂ捕虜収容所の副司令官であったハジム・デリッヂ(Hazim Delic)を、1992年に捕虜として収容所に収監していたボスニアのセルビア人女性2名をレイプし、性的暴行を加えたことで有罪とし、特にレイプを重大な違反(拷問)および戦争犯罪(拷問)とした。<sup>22</sup> 法廷はまた、ボスニアのクロアチア人の収容所司令官ズドラフコ・ムチッチ(Zdravko Mucic)に対し、セレビッヂ収容所の政治犯に対する、殺人、拷問、性的暴行、殴打その他の残虐で非人間的な取り扱いを含む虐待の命令責任があるとされた。

27. 判決は、レイプおよび性暴力が拷問行為となりうることを裏付けた。裁判部は、禁止されている拷問目的としてジェンダー差別を含む「あらゆる種類の差別」を強調した。<sup>23</sup> 法廷は収容所司令官が部下の犯した性暴力の責任を有するとし、アカイエス(Akayesu)裁判(下記参照)が示したレイプの広範で革新的な定義を採用した。また、レイプおよび性暴力が身体だけでなく心理的な損傷をもたらすことを強調した。

28. ハジム・デリッヂは、セレビッヂ収容所における犯罪で検察側が終身刑を求めたにもかかわらず、20年の禁固刑を言い渡された。デリッヂがムチッチの下で収容所の副司令官を努め、看守を事実上統括していたという証拠が判決文の各所に見られるにもかかわらず、部下の犯した犯罪についての命令責任では有罪にならなかった。<sup>24</sup> 検察側はデリッヂに対する判決と評決の両方について上訴した。ムチッチ、デリッヂ、ランゾ(Landzo)はすべて有罪判決に対し上訴している。

### フルンジヤの事例

29. 特別 HVO 軍警察隊のビテズ地区司令官アント・フルンジヤ(Anto Furundzija)は、1998年12月10日、ボスニアのイスラム教徒女性を尋問中、レイプの共犯となり、またこのレイプの援助と帮助を行ったとして拷問罪で有罪判決を受けた。<sup>25</sup> この事例は、国際法廷で性暴力犯罪のみで訴追された最初のものであり、レイプを戦争犯罪とする法制度にいくつかの貢献を行った。法廷は特に、国内武力紛争に関するジュネーブ条約共通第3条の下における戦争犯罪としてのレイプの地位を確認し、アカイエス裁判のレイプ解釈を受け入れたが、<sup>26</sup> 強制的なオーラル・セックス<sup>27</sup>を明確に禁止する一連の要素を定めた。法廷は、武力紛争における拷問の要素として、拷問に関わる人間のうち少なくとも一人が公務員もしくは「他の権威を及ぼす実体」<sup>28</sup>に属する者であることが含まれるとし、旧ユーゴスラビアにおける戦争でさまざまな軍隊の暗黙の承認や援助を受けて女性をレイプし、性的暴行を加えた準軍事組織その他の「不正規軍」を含む一連の行為者を潜在的拷問者と

する見解に門戸を開いた。<sup>29</sup>

30. 残念ながら、法廷が定めたいくつかの手続きは憂慮の念を呼び起こすものである。論争の的となつた裁判で、法廷は、証人 A がレイプされた後に受けた心理的治療に関してボスニアの女性カウンセリング・センターの記録の提出を求めた。裁判部は、「その妥当性と当事者へそれを開示すべきかどうかを決定する」<sup>30</sup> ための非公開の再審理を行つた後、カウンセリング記録を弁護側と検察側に開示することを決定した。<sup>31</sup> フルンジヤは最終的に有罪の判決を下され、控訴裁判でもその判決は支持されたが、<sup>32</sup> 法廷がとつた手続き上の決定、特に証人 A の個人的なカウンセリング記録の開示に関する決定については、法廷に協力しようとする他の女性に否定的な影響を与える可能性があることから憂慮されるべきである。

#### フォカの事例

31. 1996 年 6 月、ICTY は、フォカ(Foca)において女性に対して一連の性的暴力行為を行つたとしてボスニアのセルビア人 8 名を訴追した。<sup>33</sup> ICTY が指摘したように、この訴追は、「性的暴行が、人道に対する罪としてはじめて拷問および奴隸化の範疇の下で訴追目的として綿密に調査された」とによって、法的に大きな意味を持っている。<sup>34</sup> フォカの事例は、被告が女性に対する性暴力の広範なあるいは組織的なキャンペーンによって人道に対する罪で告発された点で、タジッチやプラスキッチの事例とは区別される。したがつて、レイプおよび性的暴行が、それ自体そのままで組織的であつたとし、人道に対する罪の下における告発に必要とされる「民間人集団に対する大規模な犯罪行為の犯行」を構成している。<sup>35</sup> この訴訟は現在進行中であり、今年末までに判決が下されるものと予想される。

32. ICTY は性暴力の罪で複数の個人の命令責任(上官責任)を訴追している。<sup>36</sup> 上述したように、セレビッチ裁判では、被告人らは身体に危害を加えた点ではなく、彼らの命令の下で行われたレイプや性暴力によって有罪を宣告された。ラドバン・カラジッチをはじめとするその他の者は、部下によつて行われたレイプおよび性暴力を含む犯罪で訴追されている。

33. ICTY は 1998 年 5 月 27 日、現職の国家元首でユーゴスラビア大統領のスロボダン・ミロシェビッチを、1999 年の前期 5 カ月間にコソボで軍事行動を行つた軍および警察部隊による戦争法もしくは慣例法の違反で訴追した。<sup>37</sup> ミロシェビッチは彼自身の行為と上官責任で告発されている。この訴追には性暴力に関連する罪状は含まれていないが、ICTY 代表は同州での性暴力の「加害者を調査し、適切な場合、告発し、訴追する」予定であることを公にした。<sup>38</sup>

### C. ルワンダ国際刑事法廷判例法

34. 2000年12月現在、ルワンダ国際刑事法廷(ICTR)は45人を公開起訴しており、そのうち5件の訴追に性暴力の罪が含まれている。告発されたうち43人は、拘留中もしくは裁判中、あるいは裁判待機中か、すでに刑に服している。

#### アカイエスの事例

35. 1998年9月2日にICTRが下した検察官対アカイエス裁判の判決は、<sup>39</sup>性暴力行為がジェノサイド作戦の構成要素となることをはじめて認めた。タバ市長であったジャン・ポール・アカイエス(Jean-Paul Akayesu)は、ジェノサイド、人道に対する罪および戦争犯罪、<sup>40</sup>さらに性暴力行為が行われたことを知っていたこと、市内でのこれらの行為の実行を許可し、その犯行を助長したことで有罪の判決を下されたのである。<sup>41</sup>また性暴力の犯罪が行われている最中にその場に居合わせたこと、それによってこれらの犯罪を助長したことでも告発された。<sup>42</sup>

36. アカイエス判決はタバ市およびルワンダ全体で行われた性暴力犯罪がジェノサイド行為を構成することはつきりと示している。

「レイプおよび性暴力は…標的とされた集団の全体もしくは一部を破壊する特定の意図をもって行われる限り、他のすべての行動と同じくジェノサイドにあたる。性暴力はツチ族の女性を特定の標的とし、破壊の過程の不可欠な部分をなし、特に彼女らの破滅させると共にツチ族集団全体の破壊の一因となった。」<sup>43</sup>

37. 裁判部は、「被告人は確かに市役所の敷地内もしくはその近くで性暴力が行われ、女性が市役所から連れ去られ、性暴力を受けたことを知るに足る理由があり、事実知っていた」とし、アカイエスをジェノサイドの罪で有罪とした。被告人が性暴力の行使を防止する措置を取ったことを示す証拠はない。事実、被告人は性暴力を命令し、扇動し、あるいは教唆および帮助したとする証拠がある。<sup>44</sup>

38. アカイエス裁判は、レイプにその他の人道に対する犯罪と同じ地位を明確に与える広い定義をはつきりと示すことで、レイプを戦争犯罪とする新たな法制度に大きな貢献を果たした。アカイエスの定義はレイプを、抽象的道徳概念や、家族全体もしくは村の名誉に対する汚点としてではなく、女性個人の身の安全に対する攻撃として新たに概念化した。さらに重要なことに、法廷は強制的に裸にすることを性暴力に加え、性暴力がペニスの貫通もしくは性的接触に関わることに限らないことを確立した。<sup>45</sup> 判決は、「裁判部は、レイプが攻撃の一形態であり、レイプ犯罪の中心的要素は物体

や身体的部分の力学的記述にとらわれないとみなす」と明確に述べている。「裁判部は、レイプを強制的な環境の下で人に対して行われた性的性質の身体的攻撃であると定義した。」<sup>46</sup> アカイエス判決のレイプおよび性暴力の定義は、旧ユーゴ国際刑事法廷によって採用され、今日に至るまで同法廷のすべてのケースで国際的に認められた性暴力犯罪の定義となっている(上述のセレビッチの事例、フルンジヤの事例を参照)。

#### ムセマの事例

39. ルワンダ国際刑事法廷(ICTR)は、2000年1月27日、ギソブの製茶工場長アルフレッド・ムセマ(Alfred Musema)に、1994年4月と5月における激しい攻撃の際、ムセマ本人がツチ族を攻撃し、また工場の従業員人にツチ族を攻撃するよう扇動したとした。ムセマは、4人の男性がツチ族の若い女性ニラムスギ(Nyiramusugi)を押さえつけている間にレイプし、<sup>47</sup> 4人にも彼女をレイプさせ、女性が死亡するまで放置していたことが判明した。法廷はムセマが自身のレイプ行為と他のレイプ加害者に対する教唆および帮助の個人責任を有するとした。法廷は、殺人およびレイプその他の性暴力を含む重大な身体的心理的危険の両方を考慮し、提出された証拠がジェノサイドを構成するとした。性暴力に関しては、法廷は「レイプおよび性暴力の行為は、ツチ族集団を破壊する目的で考えられた計画の不可欠な部分であった」と述べた。「こうした行為は特にツチ族女性を標的とし、特にツチ族女性とツチ族集団の破壊の一因となった。」<sup>48</sup> 重要なことに、法廷はまた、「被告人は民間人に対する広範なもしくは組織的な攻撃があることを知っていた。裁判部も被告がニラムスギに対して行ったレイプは、この攻撃パターンと一致しており、この攻撃の一部を成していたことを認めた。」従って、ムセマは人道に対する罪(レイプ)で有罪であるとした。<sup>49</sup> ムセマは終身刑を言い渡された。

40. 上記の事例に加えて、性暴力に関するいくつかの事例が現在係争中である。地元の商店経営者アルセーヌ・シャローム・ヌタホバリ(Arsene Shalom Ntahobali)は、母親で女性・家族福祉省の元大臣のポーリーン・ニラマシュフコ(Pauline Nyiramashuhuko)とともに、ジェノサイド、人道に対する罪、共通第3条違反で起訴された。ヌタホバリは、特にツチ族集団のメンバーの誘拐、虐待、殺害の場所となったバリケードを築いたことを告発している。彼はツチ族女性をレイプしたことでも告発されており、彼が母親といっしょにツチ族女性を公衆の面前で裸にしたことで告発されている。<sup>50</sup> ローレント・セマンザ(Laurent Semanza)に対する修正起訴状には性暴力の罪も含まれている。検察官は被告が準軍事組織に対してツチ族女性のレイプを助長したことを示す証拠を法廷に提出する予定である。セマンザの裁判は2000年10月16日に開始され、現在も続いている。<sup>51</sup> 同じく、1980年から1994年までマバンザ市長であったイグナセ・バギリシェマ(Ignace Bagilishema)に対する修正起訴状で、検察官は被告人がフツ族の人間にツチ族女性をレイプしてから殺害するよう扇動したと主張している。<sup>52</sup>

### III. 今後の方向と未解決の問題

41. 旧ユーゴ国際刑事法廷は、性暴力犯罪の容疑者を告発し、訴追する上で大きな前進を遂げた。しかし、公開起訴された者の約半数が拘留されているにすぎない。多くのボスニア人女性は国際人権団体に対して、ICTY で証言した後に戦争前に住んでいた家に帰ることの恐怖について語っている。容疑者のほとんどがこうした地域に現在も生活し、政治家、地方政府の役人、警察官やビジネスマンとして影響力を及ぼしているからである。訴追された者を逮捕する努力が強化されなければならない。同じく、ルワンダの女性権利活動家は、ICTR についての情報が不足していることや、「法廷が女性たちのプライバシーの保護に必要な措置を実際に取ることへの信頼」が欠如していることが、性暴力の被害女性が法廷の尋問に対して語ろうとしない理由であると警告している。<sup>53</sup>

42. 潜在的証人の近くで戦争犯罪者が自由に生活し続けたり、証人が公衆の面前に立つことを恐れているという事実は、国際法廷の任務にとって重大な意味を持っており、積極的な証人保護プログラムの必要性を不可欠なものにしている。特に、裁判の前後の段階で証人やその家族への十分な保護・支援措置が必要である。再定住、匿名性、避難所など長期的な保護措置は、ほとんど実施されず、極めて例外的な環境においてのみ提供されている。性暴力の戦争犯罪としての訴追に関しては、法制度上の側面において大きな進歩が見られる一方、共同の努力によって、証言を希望する女性に自信を持たせ、身の安全を提供する証人保護メカニズムを実施する上での発展が強化されなければならない。

43. ICTY は、その手続規則を改正し、法廷が非公開の再審理の後に、医療もしくはレイプ・カウンセリングの記録が適切かつ無罪を証明するものだとする被告側の主張を確信した場合を除き、こうした記録の開示を禁止する権利を盛り込むべきである。

### IV. 女性に対する暴力と武力紛争に関連する一般的問題(1997 年-2000 年)

#### A. 想像を絶する残虐行為

44. 戦時の女性に対する暴力は、依然として人間の良心を揺さぶらずにはおかない恐るべき犯罪を含んでいる。近年、レイプその他の性暴力に対する法的禁止を強化する上で大きな進展が見られるにもかかわらず、世界各地の女性と少女が引き続き想像を絶する暴力の被害者となっている。事例研究から明らかのように、ジェンダーに基づく暴力はさまざまな形態を取る。1997 年以降、女性

と少女は、時に、燃えている木材やナイフその他の物体によって、ウギナ、肛門、口腔にレイプされている。彼らは、死の脅迫を受けながら、政府軍、国家以外の行為者、彼女らを保護する責任のある警察官、難民キャンプや国境の警備員、隣人、地方政治家、時には家族の成員からレイプされている。女性たちは手足切断や性的損傷を受け、事後その多くが殺され、さもなければ死ぬまで放置されている。裸にされて所持品検査をされたり、兵士や公衆の面前で裸で行進させられたり、踊らされたり、家事をやらされている。

45. 女性と少女は誘拐され、監禁され、掃除、料理、給仕などの家事その他の労働を強制的にやらされたり、性的「サービス」を強要されている。<sup>54</sup> 時には強制的に「結婚」させられることもある。たとえば、兵士が「妻」となる女性を選び出し、地域から地域へと強制的に同伴させたり、他の者に女性を譲ったりすることもある。その間、女性はレイプされるか、さもなければ虐待される。このような強制結婚は ICC が奴隸化と定義するもので(上記参照)、拷問もしくはその他の残虐で、非人間的で品位を傷つける取り扱いになる場合もある。

## B. 化学兵器

46. 現代の戦争は化学兵器の配備を伴うことが多いが、化学兵器の使用は、現在、ICC のローマ規約によって明確に禁止されている。こうした兵器の使用は戦争犯罪であり、人道に対する罪にあたる。本特別報告者は最近、特にベトナムの化学兵器使用の被害者による複数の証言を聞いた。被害者は生殖器に関わる重い障害に苦しんだり、重度の障害を持つ子どもを出産している。化学兵器の使用がもたらす結果は、被害を受けた本人だけでなく、武力紛争時に生まれていなかった次世代にわたって破壊的である。

## C. 国家以外の行為者の役割

47. 国家以外の行為者による人権侵害や人道法侵害が免罪されていることは、国際社会が真摯に検討すべきことである。今日の紛争の大半は政府軍と武装反対勢力の戦いを伴う国内紛争である。<sup>55</sup> 政府軍によってレイプや性暴力が行われることはしばしばあるが、国家以外の行為者によっても女性や少女に対してひどい虐待が行われ、戦争の戦術の一つとして特に女性や子どもをはじめとする民間人が標的にされている。反乱軍も性奴隸制を行ったり、兵士にするために少女を含む子どもを多数誘拐した責任がある。中には、反乱軍兵士がキャンプの近くの村に住む少女の強制結

婚や誘拐に関わっている場合もある。ジュネーブ条約共通第3条の規定は、武装反対勢力を含む紛争の全戦闘員の行為を統括するものである。ICCの管轄権が確立されれば、国家以外の行為者も政府軍と同じく国際人道法の違反の責任を問われたり、その管轄権に従うことになる。しかし、国家以外の行為者に関して国際基準を実施することには特に困難がある。中でも、国家以外の行為者に圧力を加える手段にしばしば制約がある。この分野で国家以外の行為者が国際人道法を遵守するように圧力を増大したり、虐待行為を行う反乱軍に資金を提供し、武装させ、あるいは支援する友好政府に対して政治的、経済的その他の圧力を行使するための追加的努力が必要である。

#### D. 少女

48. 近年、紛争時の子ども兵士と子どもの問題に対する注意が国際社会に高まりつつある。武力紛争が子どもに与える影響は、おとなとは異なり、長期にわたる被害が大きいこと、また少女の場合は少年とは異なる特定の危険に直面することはすでに広く認められている。下記の事例研究の各所に見られるように、少女は武力紛争時に女性が経験する危険の多くに直面する。レイプその他の性暴力の被害者となったり、誘拐され、運搬人や料理人、戦闘員、性奴隸などのさまざまなもの、そして重複する役割を強制的に担わされている。孤児の少女や武力紛争時に家族と別れてしまった少女は特に強制売春のための人身売買など、性暴力や性的搾取の影響を受けやすい。こうした少女が幼い兄弟姉妹の住居や食べ物を確保する責任を担っている場合、その年齢やジェンダーのゆえに、これらの仕事を困難にするさまざまな障害に直面する。

49. 女性と女は類似した暴力をしばしば経験しているが、少女に対する身体的心理的影響がはるかに大きな損害を与えることがある。レイプされたり誘拐されて男性戦闘員に性的サービスを提供させられる少女は、性感染症やエイズにかかる危険が高いだけでなく、妊娠や中絶に関連するさまざまな併発症にかかることがある。性的に未熟な少女の場合、特にこうした事態が起こる。しかも、少女は、紛争が終わった後家族や地域社会の中に戻ることが特に困難となることもある。武力紛争が少女にもたらす極度の苦しみや、紛争時およびその後の長期にわたってしばしば少女が強制的に担わされる多くの役割については、国連事務総長が提出した武力紛争における子どもに関する歴史的な報告書でも認められている。<sup>56</sup>

50. 世界の30以上の国で少女は自発的もしくは強制的に政府軍、準軍事組織、民兵組織、武装反対グループに参加している。<sup>57</sup> これらの少女は子ども兵士であることからくるあらゆる危険に直面するだけでなく、性的サービスを提供させられたり、その他のジェンダーに特有の虐待に直面するこ

ともある。子ども兵士の使用に対する国際的非難が高まり、<sup>58</sup>ようやく2000年5月25日、18歳以下の子どもの強制的入隊や徴兵が禁止され、各国に対し自発的に入隊できる最低年齢を16歳に引き上げることを義務付ける子どもの権利条約への新しい議定書が国連総会によって採択された。<sup>59</sup> 2000年末までに70カ国がこの協定に署名し、3カ国が批准している。

51. すでに指摘したように、少女は性的虐待を受けたり、敵兵の妻にさせられたりするため、紛争終了後も家族や地域社会に復帰することが困難になったり、社会復帰の上でも彼らのジェンダーや年齢に特有のその他の障害に直面したりする。たとえば、相続法など法律上の差別があるために、自分の食料や住居を確保するのが困難になる。子どもと武力紛争に関する特別報告者が指摘しているように、ジェノサイド後のルワンダでは40500世帯の世帯主が少女だと推定された。しかし1999年2月に同報告者がルワンダを訪問した際、ルワンダの法律では女性もしくは少女は、生計そのものに必要な農地を含む土地を相続することを許可されていなかった。<sup>60</sup> オツヌ特別代表の努力の結果、ルワンダ政府は2000年3月に女性と少女が財産を相続することを許可する法律を制定した。<sup>61</sup>

52. 武力紛争における少女に特定的なニーズや経験があるにもかかわらず、人道的援助の配分が行われる際に少女はしばしば援助を受け取る最後の者となりがちであり、彼らのニーズは軍隊解散・再統合プログラムの立案の際に無視されがちである。特定のニーズをもつ少女には、武力紛争時とその後の状況の両方において特別な保護措置が必要とされる。国連安全保障理事会は、1999年8月25日の公開討論に続き、武力紛争当事国はすべて、特に少女など子どもを武力紛争状況におけるレイプその他の性的虐待から保護する特別な措置を講じ、武力紛争時とその後の時期を通して、人道的援助の配分を含む少女の特別のニーズを考慮するよう要求する画期的な決議を採択した。<sup>62</sup>

#### E. 紛争地帯で行われる女性の人身売買

53. 戦時、女性は武力紛争の戦闘員に対して性的サービスを行うため、国境を超えて人身売買されることが多い。武力紛争は、女性や少女が誘拐され、性的奴隸や強制売春を強いられる危険性を増大する。現在、紛争のほとんどが国内のものであるが、女性や少女は国境を超えて移動させられ、隣国の領土内にある兵士や反乱軍のキャンプに連れて行かれることが多い。こうした誘拐の中には女性や少女が他の人間に売買され、他の地域や国へ売り渡される場合もある。反乱勢力を受け入れ支援している政府は、人身売買を止めさせ、こうした犯罪の責任があるとわかった者に責任

を負わせる特定の義務を負っている。本特別報告者は、難民キャンプその他の保護施設である避難所から人身売買された女性の報告を受けている。また、国連平和維持軍の駐在先の国で、彼らにサービスを提供するために人身売買された女性の報告も届いている。武力紛争を背景にした女性の人身売買は現在、戦争犯罪および人道に対する罪と見なされている。こうした人身売買が削減され、明らかにされ、国連職員に処罰が及ぶ場合であっても加害者が処罰されることが重要である。

#### F. 国内避難民女性

54. 女性と子どもは武力紛争時だけでなく、脱出の際や紛争地帯からの避難直後にもレイプその他のジェンダーに基づく暴力や誘拐に直面する。本特別報告者は 1998 年の報告書の中で、難民女性の特有の関心事および男性とは異なる女性の安全保障に影響を及ぼす要素について詳しく検討した。<sup>63</sup> しかし、1997 年以降、本報告者は国内避難民女性の問題に対する関心を深めている。世界各地で国内紛争が頻発する中で、国内避難民(IDP)(その多数が女性と子ども)<sup>64</sup> が特に暴力や虐待の影響を受けやすいことが明らかになっている。国内避難民は難民とは異なり、彼らの保護と支援のために特に設けられた法的拘束力のある国際基準を利用することができず、<sup>65</sup> 国連難民高等弁務官が難民に対して行っているように、彼らに保護や支援を提供することを特に委任された国際監視機関もない。

55. 国内避難民の特定の問題に対する国際的認識が高まり、人権委員会への事務総長代理フランシス・デングは国内避難民に関する指針となる原則を提出した。これは国内避難民である女性や子どもの特有の問題を具体的に認め、国内避難民の女性を人道的援助の立案および配分のあらゆる段階に加え、レイプや強制売春など、ジェンダーに特定的な暴力を含むあらゆる形態の暴力から国内避難民を保護するよう求めている。<sup>66</sup> 指針となる原則は実質的には現行の国際人権法や国際人道法の焼き直しだが、これは重要な達成である。それにもかかわらず、多くの国内避難民は依然として人道的援助や国際的保護を受けられずにいる。国家はその市民を保護する義務を有するが、避難を引き起こしたり、また国内避難民の保護や人道的援助を提供する国際的努力を阻む場合が多い。国内避難民に関する国際人権法や人道法の下で国家がその義務を遵守し、国際社会が保護に主眼を置いた国内避難民問題への一貫した明確な対策を設置しなければ、国内避難民の大半を占める女性と子どもが十分な保護や援助を得ることは望めないのである。<sup>67</sup>

56. 女性を難民キャンプの設計や建設、人道援助の配分に関する決定などに参加させていないた

め、はからずも難民女性を引き続き危険な状況に置いていることについて、認識が高まりつつある。避難所の設計や建設、人道的援助の分配プログラムなど紛争および紛争後の対応のあらゆる側面においてジェンダーの視点を主流化させようとする最近の要求は、国内避難民に対しても同様にあてはまる。

#### G. 軍事化

57. 一地域の武力紛争が社会における暴力の容認を増大させる傾向をもたらしている証拠が、世界各地で見られる。小型兵器がいつでも手に入ることなど、紛争をもたらし、紛争中も進行する軍事化のプロセスや、紛争後に欲求不満をつのらせた攻撃的な兵士を復員させるプロセスが、女性や少女に対する暴力を増加させる結果をもたらすことを示す証拠は増える一方である。和平協定が締結され、紛争に終止符が打たれた時点では、女性は激化する家庭内暴力、レイプ、強制売春のための人身売買など何らかのジェンダーに基づく暴力に直面することが多い。<sup>68</sup> 紛争に苦しむ地域の学者や活動家の多くが、家庭内暴力と戦時暴力の相関関係に关心を持っている。西チモールの国内避難民・難民キャンプにおける女性に対する暴力に関する報告書は、キャンプ内での家庭内暴力と性的嫌がらせの発生頻度が非常に高いことを示している。<sup>69</sup> 残念ながら、多くの和平協定や紛争後の復興プロセスにおいてこうした点に注意が向けられていない。

#### H. 国連平和維持軍／軍事基地

58. 女性は彼らを保護する責任のある国際機関や軍による暴力を受ける場合もある。国連平和維持軍や首脳部によるレイプその他の性的虐待の報告が増えている。1999年にコソボにおいて11歳の少女が米兵に殺害されたケースはその顕著な例である。<sup>70</sup> 同じく、ソマリアにおける1992年—1995年の平和維持活動中のイタリア軍による広範な虐待については潔白が証明されているが、イタリアの調査委員会は、平和維持軍がソマリア女性に対して棒状の爆薬によるレイプなどの虐待を行ったと結論づけている。モザンビーク、アンゴラ、カンボジア、ボスニアでは平和維持部隊が拷問、レイプ、殺人その他の重大な虐待を行ったという報告書が提出されている。

59. 平和維持軍や国連警察とつながりを持つ軍事請負人が売春要求を増大させたり、強制売春を目的とする女性の人身売買に加わったりする場合があるとする論者もいる。国連人権高等弁務官と国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッションの作成した報告書は、ボスニアにおける女性の人身売買

に地元警察および国際警察、和平安定化軍のメンバーが広範囲に共犯していたことを明らかにした。<sup>71</sup> この報告書は、和平安定化軍の民間人が売春宿の主人から2人の女性を7000ドイツマルク(3057米ドル)で購入した事例について記述し、「NATOは和平安定化軍メンバーの外交免責の放棄に同意しなかった。この人物は法的な影響を受けることなくボスニアを出国した」と述べている。<sup>72</sup>

60. 平和維持職員による子どもの虐待については、特にグラーサ・マシェルが明らかにしている。武力紛争の子どもへの影響に関する2000年9月のマシェル報告では、「平和維持部隊の駐留が児童売春の急速な増加と関連している。女性および子どもに対する平和維持部隊によるこうした児童売春やその他の暴力が報告されたり、調査されることはめったにない。国連は平和維持活動にあたる者たちの行為を制御するため、なにがしかの措置を講じているが、懲罰措置を取ることはほとんどない」と書かれている。<sup>73</sup>

61. 日本(沖縄)、フィリピン、韓国の女性は、国内にある米軍基地がレイプその他の性暴力の危険を増大させていることに憂慮の念を表明している。<sup>74</sup> 例えば、ソウル高等裁判所は2000年11月8日に、セックスを拒んだ31歳のウェイトレスを絞殺したとして米兵に禁固6年の判決を下した。<sup>75</sup> 民間人が住むすぐ近くに軍事基地が存在することで、ある種の暴力の危険性が増大する。軍事基地の受入国政府と軍の指揮にあたる政府がこうした暴力の防止に必要な予防措置をとり、暴力が行われた場合は加害者を訴追し、処罰するための迅速な行動を取ることが重要である。

62. 平和維持軍や国際警察がしばしば女性の保護のニーズに十分に対応しなかったり、レイプおよびその他の性暴力犯罪の解決を優先事項としないため、それらが管轄する地域において免責の環境を存続させている。1999年9月17日、安全保障理事会は、この問題の認識の上にたって、「平和維持および平和建設の活動に関する委任事項に、女性および子どもを含む特定の注意をする集団に対する特定の保護と支援の規定を盛り込むことの重要性」を指摘し、事務総長に対してこうした活動にかかる国連担当者が、「子どもおよびジェンダーに関連する規定を含む国際人道法、人権法、難民法についての適切な訓練を受ける」<sup>76</sup> よう要請する決議を採択した。さらに、平和維持部隊や文民警察部隊に女性を配置し、上級職員にジェンダーに基づく暴力に特定した責任を課すために、さらなる努力が払われなければならないという認識が高まっている。

## I. 復興計画

63. 女性は、再建や復興のプロセスにおいても暴力、差別、彼らのニーズへの無関心に直面する

ことが多く、女性の安全や生存の問題が引き続き放置されたままになる。紛争後の状況では世帯主の大多数が女性であることが多く、女性は家族に住居や食料を与える上でしばしば差別に直面する。国際援助機関のプログラムや復興計画、人道的援助の配分の中に女性のニーズがその要素として十分盛り込まれることはほとんどない。ルワンダの女性は、差別的な相続法によって家族に住居や食料を提供する努力を阻まれていた。この法律は最近になってようやく改正された。加えて、復興計画は女性が世帯主である世帯に特有のニーズを無視し、男性住民のための労働プロジェクトに注目や資源を向けることが多い。多くが戦争未亡人であったり、孤児である女性世帯主が家族を養う際に直面する特別な問題に十分な关心が向けられないことや、人道援助の配分の際にこうした問題が考慮されていないこと、援助する地域社会が特に女性を参加させる労働プロジェクトを支援する試みを行わないことなどによって、多くの社会で女性の歴史的差別が強化され、結局、家族を養う唯一の手段として女性が壳春に向かわざるを得なくさせている可能性がある。

#### J. 和平プロセスにおける女性

64. 女性グループは最近、ほとんどの和平プロセスの最上級レベルに女性が参加していない点を指摘している。紛争後の問題の多くは、和平プロセスにおける女性の役割を増加させることではじめて取り組まれるようになる。この時期は将来の政府の機構や運営の枠組みが定まる時期である。安全保障理事会は、最近、「紛争の防止と解決および平和建設における女性の重要な役割」を再確認し、「平和と安全の維持と促進のためのあらゆる努力への女性の平等の参加と完全な関与の重要性」を強調した。<sup>77</sup> あらゆる和平協定および紛争後の体制に女性と少女の特有の経験を反映させ、女性の特定の関心事に対処するための特別措置を講じるようにするために、女性の完全な参加を主張することは国際社会の責務である。<sup>78</sup> この点で、北アイルランドとシェラレオネの和平プロセスにおいて女性グループが果たした重要な役割に注目し、これを記録にとどめておくことが重要である。ブルンジ、スリランカ、エルサレムの女性グループも平和と和解に向けた闘いにおいて非常に活発に活動している。

#### K. 説明責任／真実と和解

65. 女性および少女は武力紛争時に彼らのジェンダーに特有の暴力およびその他の虐待に苦しめられ、異なる種類の経験を持つため、過去の問題に取り組む社会の努力に女性が全面的に関わらなければならないことは明白である。ジェンダーに敏感な取り組みや女性をこのプロセスに参加さ

せる自覚的な努力なくしては、女性の声や経験がしばしば失われてしまう。南アフリカの真実と和解委員会(TRC)が経験したのはこのことである。真実と和解委員会は、女性が自分たちをしばしば「公的で政治的な舞台の活発な活動者(主に男性)の妻であり、母であり、姉妹であり、娘である」と見なし、自らを軽視し、自らの苦悩について沈黙している点を認めた。<sup>79</sup> 女性は特に性暴力の体験について沈黙しがちであった。TRC は、女性グループや人権グループの強力な提言のおかげで、ケープタウン、ダーバン、ヨハネスブルグにおいて女性に関する3回の特別公聴会の開催を含め、女性の証言を促す特別措置を講じる決定を下した。<sup>80</sup> 「こうした公聴会によって女性特有のジェンダーに基づく人権侵害のあり方に光があたられ、真実と和解委員会の委員は、第一犠牲者、第二犠牲者とみなされていた人々を次第に区別しなくなっていた。」<sup>81</sup>

## L. 免責／責任

66. レイプおよびその他の性暴力の責任があると判明した者を調査し、訴追し、処罰することを怠ってきたことが、今まで女性に対する暴力を存続させる免責の環境を助長している。レイプおよびその他の性暴力についての唯一の希望は、国際刑事裁判所のローマ規約や旧ユーゴ国際刑事法廷やルワンダ国際刑事法廷の重要な業績によって、国際社会がもはや女性に対する暴力を容認しないことを示している点である。しかし、国際人道法の実施やその違反者の責任の追求が行われなかつたのは、主要には法律上の定義や十分な判例の有無の問題ではなかつたし、現在もそうではない。結局、下記の暴力が調査され、処罰されるかどうか、こうした行為が今後防止されるかどうかは、国連加盟国が確固たる責務を担うかどうかにかかっている。

## V. 武力紛争時の女性に対する暴力の諸例(1997年－2000年)

67. 以下は、独立調査員が報告した武力紛争時の女性に対する暴力の諸例である。いずれの報告も複数の情報筋によって裏付けられている。リストは網羅的でも代表的でもないが、武力紛争時に女性が受けた暴力の性質や度合いを示すものとして有益である。この中には本特別報告者に対して直接の証言によって提示された事例もあれば、多国間機関や国際機関を含む公的情報筋のもの、独自の裏付けをもつ国際的な人権 NGO の報告によるものもある。

## A. アフガニスタン

68. タリバンはその支配領土全域(アフガニスタンの推定 90%)で女性の権利を厳しく制限し続けている。本特別報告者は 1999 年 9 月の訪問時に「アフガニスタンのタリバン支配地域では、女性に対する差別が公認され、女性の生活のあらゆる側面に浸透している。女性は身体的安全、教育、健康、移動の自由、結社の自由など、諸権利の分野で大幅に冷遇されている」ことを認めた。<sup>82</sup>

69. 報じられるところでは、女性はレイプ、性的暴行、強制売春、強制結婚の事例を含む広範な人権侵害を受けている。1998 年 8 月、タリバンが北西アフガニスタンのマザリシャリフを占領した際、「マザリシャリフの複数の地区から若い女性がタリバンによって誘拐され、行方不明となった」と伝えられた。<sup>83</sup> こうした誘拐が広範に行われているとは思われないが、特定の地区が標的にされているようである。1999 年半ばのシャマリ高原における新たな戦闘および 2000 年半ばに再開された戦闘において、タリバンが女性を誘拐し、レイプしたと伝えられている。アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者は、「多くのハザラとタジクの女性および少女が村で誘拐され、住居から直接、力ずくで連れ去られた」という報告を受けている。<sup>84</sup> 目撃者もしくは犠牲者の証言からこれらの報告を確認することはきわめて困難だが、これらは今後の個別調査を要する重大な事例である。<sup>85</sup>

70. アフガニスタンの人権状況に関する特別報告者はまた、強制的に「ニカ(結婚契約)を結ばされ、タリバンのメンバーと結婚させられたり、その代わりに多額のお金を提供させられた」少女や女性の家族から多くの報告を受けている。「家族が拒否した場合、タリバンは女性や少女を力ずくで連行している」という。<sup>86</sup>

71. 同特別報告者は、「児童虐待、売春、人身売買を含む難民女性に対する暴力の増加」を指摘している。<sup>87</sup> また、複数のアフガン難民女性および少女に対する性的虐待の報告も届いている。これにはクウェッタから 106 キロ離れたパキスタンのサラナン村や、スルクハブ、G.ミレラ、ピルアリジなどでの事例がある。

## B. ブルンジ

72. 1999 年 10 月末に和平協定が締結されたにもかかわらず、ブルンジのすべての紛争当事者は人道法および人権法の重大な違反を犯し続けている。昨年、1000 人以上の民間人が虐殺され、「数千人以上が手足を切断されたり、レイプされたり、損傷を受けた。」<sup>88</sup> 民間人は首都周辺のいわ

ゆる「再集団化キャンプ」に集められた。兵士が住民を保護する任務にあたっているキャンプの中で、兵士が女性や少女をレイプしたり、性的行為を強制した。<sup>89</sup> キャンプの閉鎖を求める国際的圧力が高まつたため、ブルンジ政府はブジュンブラの再集団化キャンプを撤去し、地方の反乱鎮圧戦術として再集団化を採用することを止めた。かつて再集団化が実施されていた州の女性や少女の状況は大幅に改善されてはいるが、女性たちは依然として兵士や反乱軍の暴力の影響を受けやすい状況にある。

73. 国外に脱出した女性の多くは、タンザニア連合共和国内の難民キャンプでさらなる暴力に直面した。キャンプで生活している女性は、他の難民や難民キャンプの近くに住む男性から性暴力や家庭内暴力を受け、これは極めて高い頻度で発生している。<sup>90</sup> 地域の難民とタンザニア住民の対立感情が高まつたことも、女性が暴力を受ける危険性を高めている。「1999年5月に発生した事例は特に深刻で、(カスル地区において)地元の学校の教員が死亡した報復として、約50人の難民女性がタンザニア男性の一集団にレイプされたと言われている。このレイプには100人以上のタンザニア男性が加わったと信じられているが、事件後逮捕されたのはわずか11人だった。」<sup>91</sup>

### C. コロンビア

74. レイプや性的虐待の報告があいついでいるが、中でもコロンビア国軍とつながりのある準軍事組織による事件の報告が多い。例えば2000年2月18日、準軍事組織コルドバ・ウラバ農民自衛軍に属する約300人の武装男性が、ボリバルのエルサラド村で模擬裁判を開廷した。その後2日間、彼らは住民を拷問し、絞首刑に処し、殺傷・斬首し、射殺した。目撃者は調査官に対して、男たちが6歳の少女を木に縛り付け、ビニール袋で窒息死させたと語っている。輪姦された女性もいると伝えられる。当局は後に36人の死亡を確認した。<sup>92</sup> これ以外に30人の村民が行方不明である。同じく、2000年6月2日、プエブロヌエボメイア村に侵入した準軍事組織は、アンディス・ビラロボス・ガラン(Andis Villalobos Galan)の夫と義兄を探し出せなかつたため、アンディスとその息子を誘拐した。国際人権団体の報告によれば、アンディスは準軍事組織のために料理をさせられ、虐待され、性的虐待により脅迫されたという。<sup>93</sup>

75. ゲリラ勢力も武力紛争時に広範な虐待を行つた責任があると言われている。バランカベルメヤではゲリラ軍およびそれとつながりのあるグループが、治安軍のメンバーと関係のあった若い女性をはじめ、軍あるいは準軍事組織の協力者やシンパと見られる人々を計画的、専制的に処刑した責任を有している。<sup>94</sup>

## D. コンゴ民主共和国

76. コンゴ民主共和国の3年におよぶ戦争で戦ったすべての軍隊が、女性に対して甚だしい虐待を行い、しばしば女性をレイプおよびその他の性暴力の標的とした。<sup>95</sup> 特にフツ族反乱勢力などの武装集団は、民間人に対する組織的レイプを行った。性奴隸にされた女性や少女もいた。監禁された男性、女性、子どもが性暴力を受けたという報告もある。

77. 本特別報告者は、ゴマを本拠とするコンゴ民主連合(RCD)とルワンダの同盟グループの支配地域におけるレイプ、および女性に対する人権侵害に関し、多数の事例報告を受けている。1999年9月に起った凄惨な事件では、RCD兵士の妻によって魔力を持つと告発され、監禁されていた5人の女性がムウェンガ村で殴打され、裸にされて、レイプされた。兵士はその後女性たちのワギナに唐辛子をつめ、女性たちを穴に押し込め、生きたまま焼き殺した。<sup>96</sup> 1999年4月から7月にかけて南キブのカタナとカレへの2つの地域だけで、戦闘員による115件ものレイプが記録されている。1999年4月5日のプリンジとマイツに対する攻撃においても、30件のレイプが報告されている。<sup>97</sup> 2000年4月以降、南キブのシャバンダで、マイマイ武装集団(Mai Mai)によって40人以上の女性が人質となり、性暴力を受ける危険性が高まっていると言われている。

78. コンゴ民主共和国の人権状況に関する特別報告者は、刑務所および国内の軍事作戦中に依然として少女を含む女性のレイプが発生しているという報告を多数受けたと報告している。同報告者は、1999年はじめにコンゴ国軍兵士がエクワチュールから退却する際、レイプを行ったという特別の容疑を指摘した。<sup>98</sup> また、カバンバ、カタナ、ルウェゲ、カリンシンビ、カレヘにおける女性に対するレイプや、オリエンタレ州の町におけるウガンダ兵士によるレイプの報告も届いている。<sup>99</sup>

## E. 東チモール

79. 1999年8月、国連が組織・運営にあたった東チモール独立に関する国民投票が行われたが、その準備期間中、インドネシア軍の支援と訓練を受けた民兵勢力が、組織的な暴力作戦を展開した。東チモールの人々がインドネシアからの独立を選択すると、親インドネシア民兵とインドネシア兵が焦土作戦を開始し、住民を恐怖に陥れ、女性や少女に対するレイプを含む広範な虐待を行った。性奴隸とされた女性もいたと伝えられている。<sup>100</sup>

80. 本特別報告者は1999年11月、裁判によらない恣意的処刑に関する特別報告者および拷問

問題に関する特別報告者とともに共同調査を行い、東チモールにおいて(1999年1月以降)、女性に対する暴力が広範囲で行われていた証拠を発見した… 東チモールの軍司令部最高首脳部がこの地において女性に対する暴力が広がっている事実を知っていた、あるいは知る理由があったことも証拠によって明らかになった。<sup>101</sup>

81. 暴力に終止符が打たれ、国連東チモール暫定統治機構(UNTAET)が設置された後、暴力が振るわれた期間の甚だしい虐待について調査し、責任者を追求するためのさまざまな試みが開始された。適切な訓練や十分なインフラが整っていないなど、多くの障害に阻まれ UNTAET の調査は大幅に遅れた。これは特にレイプの事例に関する調査の場合にあてはまる。<sup>102</sup> 東チモールに関する特別会期において採択された委員会決議 S-4/1 に従って国連事務総長が任命した国際調査委員会は、1999年1月以降の東チモールにおける女性の性的虐待、レイプ、裸にすること、性奴隸制などをはじめとする重大な人権侵害を認め、今後の調査の必要性を指摘し、国連に対して組織的調査を実施し、加害者を特定し、訴追し、東チモールの暴力の被害者に対する補償を実現する任務を担う独立した国際機関を設置するよう求めた。<sup>103</sup>

#### F. ユーゴ連邦共和国(コソボ)

82. 1998年の初め、特にNATOによるユーゴスラビアへの空爆作戦が行われた1999年3月から6月にかけて、ユーゴ国軍とコソボ解放軍(KLA)との武力紛争下でコソボの女性に対するレイプと性暴力が行われたことに関しては、信頼できる報告が数多くある。<sup>104</sup> この期間中、セルビア人準軍事組織が住居やバス、あるいはその他の公共地帯から女性や少女を連行した。多数の女性がレイプされ、性奴隸とされた女性もあった。死者の数は不明である。裸にされて屈辱的な身体検査を受けたり、金を払わなければレイプするぞ、殺すぞと脅された事例もある。この期間中にコソボで発生した性的暴行のほとんどはセルビア人準軍事組織が行ったものであるが、セルビア人正規軍兵士によるレイプの報告もいくつか届いている。<sup>105</sup> レイプの多くが複数の加害者によるものであり、被害者は刺し傷だらけだったという報告も多い。

#### V.B.の事例

83. 27人の女性と子どもがユーゴ軍と思われる兵士によって何日間も監禁された。女性は衣服を脱がされ、性的虐待を受け、一人ずつ引き出されてレイプされた者もいた。6人の若い女性は繰り返しレイプされたと伝えられている。ある時、6人の若い女性と3人の年老いた女性と一緒に連れ出された。その9人のうち1人だけが生き残った。残りの者は3ヵ月後、建物の近くにある井戸で発見

された。<sup>106</sup>

84. 1999年6月にNATO率いる国際治安軍がコソボに入った後、戦争で避難していたアルバニア人が大挙して帰還はじめた。この期間中、ユーゴスラビア政府を支持していたと見なされたセルビア人、ロマ人、アルバニア人の女性に対するレイプが報じられた。<sup>107</sup> ヨーロッパ系ロマ人権利センターは、コソボ解放軍の制服を着た人間による3件のロマ人女性のレイプを記録している。<sup>108</sup>

#### G. インド

85. ジャンム、カシミール、アッサム、マニプールなど、インドで武力紛争が続いている地域でレイプや性的虐待が報告されている。警察および治安軍が、レイプおよびその他の性暴力を含む拷問を行っていると伝えられる。武力紛争地域以外での監禁下の暴力に関して本特別報告者が受けたいくつかの報告において、特定のカーストや少数民族、宗教的少数派出身の女性が警察の標的となる危険性が認められる。<sup>109</sup>

86. ジャンムとカシミールにおける戦闘が激化するにつれて、紛争当事者すべてが民間の住民に対する甚だしい虐待を行った。本特別報告者はインド治安軍が捜索活動中に女性や少女をレイプしたという報告を受けている。以下はこの期間に起きた際立った事例である。

#### S の事例

87. 1998年10月5日、第8ラシュトリヤ・ライフル銃隊はドダのラドナ出身の女性Sとその夫と孫を住居から連れ出し、チャロテの軍事基地に連行した。兵士はそこで彼女に対して電気ショックによる拷問を行い、衣服をはがし、指揮官が彼女をレイプした。<sup>110</sup>

#### 14歳のグルシャンの事例

88. 「1997年4月22日の夜から23日にかけて、スリナガル近郊のワブーサ村への襲撃で少なくとも4人の治安警察が14歳のグルシャン(Gulshan)、15歳と16歳の姉のキルスマ(Kilsuma)とリファット(Rifat)をレイプした。隣家では治安警察が17歳のナザ(Naza)と少なくとも3人の成人女性をレイプした。軍当局と文民当局がこの事件の調査を行ったが、責任のある人物を裁判にかける措置は取られていないようである。」<sup>111</sup>

## H. インドネシア／西チモール

89. 軍隊もしくは警察により4人の学生が撃ち殺された翌日の1998年5月31日、インドネシアの主に中国系市民に対して暴徒による襲撃が行われた。その後3日間で暴徒は推定1198人を殺害したが、その間インドネシア治安軍は傍観していたと伝えられている。この襲撃の最中にレイプされた被害者の正確な数は論争的になっているが、多数の中国系女性が性暴力を受けたことは疑いの余地がない。本特別報告者は、1998年11月のインドネシア訪問の後、「特別報告者ははつきりとした数を提示することは(できない)が、被害者、目撃者、人権擁護者の詳述した暴力のパターンから、こうしたレイプが広範に行われたことは明らかである」と結論づけた。<sup>112</sup>

90. 東チモールにおいて激しい暴力行為が発生して一年以上が経った今も10万人以上の東チモール難民が西チモールに留まっており、そのほとんどは親インドネシア民兵の支配下にある(上述の東チモール参照)。そこでは性的暴行を含め民兵による暴力が横行している。女性が強制労働をさせられたり、性奴隸にされているという信頼できる報告が数多くある。「西チモールから帰還した難民によれば、女性は定期的にキャンプから連れ出され、兵士や民兵によってレイプされている。あるインドネシア兵は複数の難民女性を自宅に監禁した。そこに監禁されたと言われる女性の一人はフィロメナ・バルドサ」で、彼女は東チモールの独立支持キャンペーンの傑出した活動家である。<sup>113</sup> インドネシア政府は民兵の武装解除や解散を行っていないし、性的暴行の報告の調査や、加害者の責任追及も怠っている。

91. イリアンジャヤやアチェなど、インドネシアの他地域における武力紛争においてもレイプが報告されている。2000年3月、北部アチェ地区のアル・ルホク村で女性が、レイプされたと伝えられている。<sup>114</sup>

## I. 日本:慰安婦裁判の進展

92. 日本国政府は、第二次世界大戦中の婉曲的に「慰安婦」と呼ばれている組織的な性奴隸制について道義的責任を認めているが、法的責任を認めたり、被害者に補償金を支払うことは拒否している。<sup>115</sup> 1996年の報告で本特別報告者報告が行った一連の勧告や、<sup>116</sup> 人権の促進と保護に関する人権小委員会の特別報告者が、武力紛争時の組織的レイプ、性奴隸制および奴隸制に類似する慣行に関するその最終報告書の付属文書で示した勧告に関しても、これを実施する試みは行われていない。<sup>117</sup>

93. 犠牲者に補償し、支援プロジェクトを実施するために設立された民間基金アジア女性基金が2000年12月に提出した報告書によれば、日本国民によるこの補償プロジェクトにおいて、受取人は日本の総理大臣から謝罪と後悔の念を表明する手紙と200万円の償い金を受け取ることになっている。現在までのところ、170人の元慰安婦が償い金を受け取っている。加えて、同基金は第二次世界大戦や女性に対する暴力の影響を受けた女性や高齢者を援助するなど賞賛に値する活動を行っている。

94. 近年、これら性奴隸制の被害者の一部が日本の裁判所で訴訟を起こし、その何件かは現在も係争中である。判決の下りた訴訟の結果ははつきりと分かれている。1998年4月27日、山口地方裁判所下関支部は3人の「慰安婦」が性奴隸制に置かれていたこと、彼らの人権が侵害されたことを認め、これらの女性に対してそれぞれ30万円(2300米ドル)を認容した。同裁判所は、日本政府が女性たちを補償する法的義務があるとし、日本の国会が女性らの苦しみに対して補償する立法を行わなかったことは「日本国憲法および制定法の違反である」とした。<sup>118</sup> 原告および日本政府の双方が広島高等裁判所に控訴し、現在これは係争中である。

95. これとは対照的に、東京地方裁判所は1998年10月9日に46人のフィリピン人元「慰安婦」の訴訟を、<sup>119</sup> さらに1998年11月30日にオランダ人元「慰安婦」1人の主張を棄却した。<sup>120</sup> 原告のフィリピン人女性による控訴は2000年12月6日に東京高等裁判所により請求棄却された。オランダ人女性の訴訟についての控訴は現在東京高等裁判所において係争中である。同じく、日本の高等裁判所は、2000年11月30日に韓国人の元「慰安婦」の苦しみを認めた上で、国際法を根拠に個人が国家に対して賠償を求める行為を行う権利はないとして、その控訴を棄却した。同裁判所は、また、在日韓国・朝鮮人が戦争被害に対する賠償を求める権利は1985年で時効により消滅したとしている。<sup>121</sup> 2000年9月、15人の元「慰安婦」がワシントン地方裁判所に対して、彼女らに対する犯罪の補償を要求する集団代表訴訟を起こした。<sup>122</sup>

96. 2000年12月、複数の女性グループが日本の「慰安婦」制度の被害者に対する補償を日本政府が拒否しつづけ、加害者に対する免責が続いていることに光をあてるため、日本軍性奴隸制を裁く女性国際戦犯法廷(東京法廷 2000)を開いた。朝鮮・韓国、フィリピン、インドネシア、東チモール、中国、オランダに在住する「慰安婦」の詳しい証言が集められ、ついに記録として入手可能となった。これらの証言を国際検察官が著名な人物から成る国際陪審団に提出した。法廷陪審団の調査結果は、日本政府の法的責任および犯罪の加害者を処罰するプロセスの設置の必要性を再度確認するものだった。しかし、日本政府の代表は出廷していなかった。

## J. ミャンマー

97. 女性や少女に対するレイプや性的虐待は、「政府軍による反政府勢力地域や収容所への侵入作戦という軍事作戦形態のお決まりの特徴である。」<sup>123</sup> 本特別報告者は、政府軍部隊が地元住民を威嚇したり、女性の政治犯から情報を引き出したり、賄賂を受け取るために女性や少女をレイプしたり、性的虐待を行ったり、虐待によって脅迫したという信頼できる多数の報告を受けている。

### ナン・ザーム・ハウムの事例

98. 1998年5月11日、ライカの東部3、4マイルのところにある農場で14歳の少女、ナン・ザーム・ハウム(Nang Zarm Hawm)がレイプされ、生きたまま焼かれたと伝えられている。その日、ミント・タン(Myint Than)という名の少佐が率いる約90人の騎兵中隊が、ナン・ザーム・ハウムとその両親が働いている稻作農場に出かけた。部隊が到着した時、ナン・ザーム・ハウムは一人だった。「ミント・タンはナンに両親について尋ねた。そして兵士に農場の端で待機し、農場に来る者はすべて逮捕するよう命じた。その後、彼は日中の間、小屋の中でナンを何度もレイプし、朝4時に小屋でナンを焼き殺し、部隊と共にその場を去った。」<sup>124</sup>

### タ・ポ・キーにおける暴力

99. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者の入手した情報によると、「1999年7月31日に第101歩兵大隊、第4中隊のモ・キャウ中隊長(Mo Kyaw)とその補佐カ・タイ(Ka Htay)が率いる43人の兵士集団は、カウェイ・フプウェイ・プラウ虐殺現場の近くのタ・ポ・キー村へ行き、9歳の少女と妊婦を含む7人のカレン族住民を捕え、殺した。独身女性と9歳の少女は、殺される前に兵士によって輪かんされたと伝えられる。妊婦は腹部を撃たれて殺された。」<sup>125</sup>

## K. ロシア連邦(チェチェン)

100. 1999年末から2000年にかけて、チェチェンで再開された戦闘において、ロシア政府軍とチェチェン反乱勢力の双方が人道法違反を犯しているが、その大半はロシア軍が行ったものである。ロシア軍兵士はその支配地域において男性だけでなく女性に対して激しい拷問、殴打、レイプを行った。反乱軍の退却後、はじめてロシア軍兵士が町や村に入り、いわゆる「掃討」作戦を行った期間中、特に性暴力が広範に行われた。アルカン・ユルト、ノブイエ・アルディ、シャリ、タジクにおけるレイプが報告されている。<sup>126</sup> 以下は多数の事例の2例にすぎない。

### 「フィラ」の事例

101. 1999年12月19日、ロシア兵はシャリを制圧した後、23歳の「フィラ」(仮名)と彼女の義母をレイプし、殺害した。フィラは死亡した時に妊娠6ヶ月であった。隣人がフィラの家から叫び声と銃声を聞き、その後2人の女性の死体を発見した。隣人の一人、「マリカ」(仮名)は犠牲者の死体を目撃している。

「胸には青黒い傷があった。肩に不自然な四角の傷があった。肝臓の近くに黒い傷が数カ所あった。首や唇に歯の跡があり、誰かが噛み付いたようだった。頭の右側に小さな(弾丸の)穴があいていて、左側に大きな傷があった。」<sup>127</sup>

### X. 3人の女性の事例

102. 2000年2月5日、首都グロズヌイ郊外のアルディの高台にある4人の女性の家にロシア兵がやってきて女性たちを捕まえた。兵士は12人で、その「多く」が女性たちをレイプしたと言われている。ワギナだけでなく口腔にレイプした者もいた。一人の女性は、兵士に頭の上に座られ、窒息死したと思われる。2人の犠牲者は叫び声をあげたため、絞殺された。4人の女性は口腔へのレイプの後、意識を失った。<sup>128</sup>

103. チェチェンにおいてロシア軍によるレイプその他の性暴力の明白な証拠があるにもかかわらず、ロシア連邦政府は必要な調査を行わず、大多数の事例について責任をまったく追及していない。現在までのところ、逮捕され、性的暴行で告発されたのは、容疑者の一人とされるロシア人の戦車指揮官だけである。

### L. シエラレオネ

104. シエラレオネの9年にわたる紛争の特徴は、組織的で広範なレイプおよびその他の性暴力である。レイプおよび輪かん、薪、傘、棒などの物体による性的暴行、性奴隸制などを含む数千件の性暴力が報告されている。<sup>129</sup> 1999年1月に反政府勢力の革命統一戦線(RUF)および軍事革命評議会(AFRC)がフリータウンを攻撃した際、女性および少女が集められ、無残なレイプを受けたという報告が数百件に及んでいる。「14歳の少女は彼女を誘拐した反乱軍戦闘員とのセックスを拒んだためにワギナをナイフで刺された。ワギナに燃えている木屑を詰め込まれた女性もいる。16歳の少女は何度もレイプされた後に逃げ出ましたが、重傷を負っていたため子宮摘出手術をしなければならなかつた。」<sup>130</sup> この間、反乱軍は数千人の民間人をフリータウンから誘拐した。誘拐された女性と少女の「…90%以上がレイプされたと思われる。多くは屈服してレイプされ、さもなければ殺さ

れた。その後釈放された少女の多くが妊娠しており、出産した者もいれば、性病に感染していた者もいた。」<sup>131</sup>

105 1999年7月7日に締結されたロメ和平合意によって極端な虐待は減ったが、女性および少女に対する性的暴行は減少しなかった。2000年5月には和平プロセスが頓挫し、戦闘が再び激しくなり、RUFおよび反乱民兵、さらには親政府勢力など紛争当事者すべてが女性への組織的で広範な性的暴行、レイプ、手足切断を含む民間人への残虐な犯罪を行った。

106. レイプの多くは、犠牲者が誘拐され、強制的に誘拐者の性的パートナーもしくは「妻」にされた場合に発生している。わずか10歳の子どもを含む少女たちが反乱軍に誘拐され、性奴隸にされた。<sup>132</sup>

107. ロメ和平合意は、紛争中の性暴力を含むすべての犯罪に恩赦を与えた。国連事務総長特別代表はこの和平合意に留保をつけ、国連はジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪およびその他の人権法、人道法の重大な違反に対する恩赦の適用を認めないとした。2000年8月14日、国連安全保障理事会は、事務総長に対して「シェラレオネ政府との間に独立の特別法廷を設置するための協定を締結するための交渉を行う」よう要請し、同法廷の対象とする犯罪は特に人道に対する罪、戦争犯罪およびその他の国際人道法の重大な違反…とする」ことを勧告する決議第1315号(2000年)を採択した。2000年10月5日、事務総長は特別法廷設置のための勧告と提案を含む報告書(S/2000/915)を提出した。これは本報告書を作成中の現在、安全保障理事会が検討中である。<sup>133</sup>

108. 本国で武装グループの手により信じ難い苦しみを受けた後、シェラレオネ(およびリベリア)からギニアに避難した難民も暴力の被害者となった。2000年9月に、ギニア大統領がギニアに攻撃をしかけたと思われる武装反乱勢力をかくまたとして難民を非難する声明を出した後、首都コナクリで群集が数千人の難民を襲った。多くの難民は住居から連れ出され、殴打された。ギニア警察、兵士、民間人によって難民女性や少女がレイプや性的虐待を受けたとする信頼できる報告書もある。NGOが集めた数々の被害証言の中には14歳の少女と3カ月の赤ん坊を抱えた母親が激しくレイプされたという証言も含まれている。<sup>134</sup>

## M. スリランカ

109. スリランカ治安軍は、17年におよぶタミール・伊拉ム解放のトラ(LTTE)との武力紛争において、性暴力を含む重大な人権侵害を行い続けている。この戦闘においてスリランカ警察もレイプその他の性的虐待を行っていると言われている。以下は1997年以降入手した事例のいくつかである。

### サラタンバル・サラバンバナンタクルカルの事例

110. 1999年12月29日、ジャフナ近郊のパングドゥチブで、寺院の僧侶の娘である29歳のサラタンバル・サラバンバナンタクルカル(Sarathambal Saravanbavananthakurukal)がスリランカ海軍兵士によって輪かんされ、殺害された。大統領が事件の調査命令を下したが、現在までのところ責任を問われた者はいない。

### イダ・カレメリッタの事例

111. 「1999年7月12日の夜、マナール島においてイダ・カレメリッタ(Ida Caremelitta)が5人の兵士によって輪かんされ、殺害されたと伝えられている。覆面をした重装備の5人の男がイダとその家族が寝ていた家に進入し、イダを外へ連れ出し、激しくレイプした後、彼女を殺した。死後の報告によれば、イダは数回にわたってレイプされ身体は性的損傷を受けていた。」<sup>135</sup> 政府は調査中であり、数名の兵士に対する訴訟が提訴されている。

112. 治安軍の他に、政府の同盟軍としていくつかの武装グループが北部および東部に展開している。東部州およびバウニヤ地区ではこうしたグループによるレイプや即決処刑が行われていると言われている。現在、武装グループによってレイプされ、殺害されたイラブルの28歳のノール・レビー・シチ・ウンマ(Noor Lebai Sithi Umma)の事例が問題となっている。本報告者が報告を受けたもう一つの事例は、イラブル出身アリ・ムハマト・アタビア(Ali Muhammath Athabia)の事例で、この女性は武装グループに娘の面前で拷問され、性的暴行を受けた。

113. LLTEも戦争遂行にともなう重大な人権侵害を行った責任がある。本特別報告者はさらにLTTEが子どもを兵士するために、少女を含む子どもを定期的に徴集したり、時には誘拐しているという報告を受けている。2000年7月、人権を守る大学教員の会という組織がその報告書の中で、20人の少女が最近、学校からLLTEに誘拐されたと報告している。その中の14歳と15歳の5人の少女はキャンプの役人に対して、キャンプに居たくないと言った。報告書では「これらの少女はその後隔離され、部屋に連れていかれて、服を脱がされ、酷い暴行を受けた後、地面に押し倒され、踏みつけられた。」<sup>136</sup>

## VI. 励告

### A. 国際

114. 国連は、多面的平和支援活動におけるジェンダーの視点の主流化に関するウインドフック宣言およびナミビア行動計画の諸勧告、ならびに国連が出した諸声明、決議、決定に従い、国連のすべての機関と国連の現地活動に携わる軍事監視員、警察、平和維持担当職員、人権および人道職員、特別代表、事務総長使節団を含むあらゆるレベルの意思決定において、女性代表を増員するための措置を早急に講じるべきである。重要な措置として以下のものが含まれる。

- (a) 平和維持局の中にジェンダー部を設置し、上級のジェンダー・アドバイザーを任命すると共に、すべての現地派遣団の中にジェンダー意識訓練を受けた上級ジェンダー・アドバイザーと児童保護アドバイザーを任命する。
- (b) 紛争地帯への特別代表として、特に平和維持活動および人道援助配分を担当する主要ポストに就任する女性を増員する。
- (c) 国連平和活動に関するパネルの報告書(プラヒミ報告)(A/55/305-S/2000/809)で提起された統合ミッション・タスク・フォースの中にジェンダー・アドバイザーを入れる。

115. 国連は、あらゆる国連活動、中でも現地活動、平和維持、軍隊および警察部隊を含む、女性と少女の身体的安全に影響を与える分野において特に緊急に、ジェンダーの視点を主流化する具体的措置を講じるべきである。ジェンダーの主流化は、組織の主要活動への女性の参加を増やすだけでなく、本報告書で述べられた女性と少女の特別な問題に対する国連の対応力を改善する。こうした措置として以下のものが含まれる。

- (a) すべての平和維持ミッションに対して、すべての性暴力、誘拐、強制売春、人身売買を含む女性と少女に対する暴力を防止し、監視し、報告する明確な委任事項を確立する。
- (b) 現地のすべての平和維持職員およびニューヨークに本部のある平和維持活動局の職員に対して、ジェンダー問題に関する包括的訓練を確立する。
- (c) 女性と少女に対する暴力をはじめとする国際基準の違反を犯した平和維持職員に対する統一した手続きと懲戒措置を作成する。平和維持職員が活動する地域において平和維持職員を戦争犯罪および人道に対する犯罪で審理する特別法廷を検討すべきである。

116. 国連は、女性および少女に対する虐待を含む人権法、人道法違反の虐待を犯した平和維持活動担当者の責任を追及するための特別措置を講じるべきである。平和維持活動に部隊を提供している加盟国は行動規則を遵守するだけでなく、こうした違反の嫌疑のすべてを調査し、責任があると判明した者を処罰すべきである。こうした調査およびその結果は、事務総長への定期的報告へ

の記載を含め、すべて公表すべきである。武力紛争における子どもに関する 2000 年 9 月のグラーサ・マシェルの報告における勧告に続いて、本特別報告者も、すべての平和支援活動においてオンブズパーソンもしくは懲戒および監視のメカニズムを設置するよう求める。

117. 国連は、すべての停戦および和平の交渉に女性代表を派遣し、ジェンダー問題を確実にこうしたプロセスの不可欠な部分とすべきである。和平交渉に地元の女性 NGO を参加させるための特別な努力が払われるべきである。

118. 本国帰還や再定住の計画をはじめ、兵士の除隊、リハビリテーション、再統合、紛争後の復興などの諸プログラムを立案する際に、女性および少女の戦時の経験や紛争後のニーズを十分考慮しなければならない。加えて、

- (a) リハビリテーション・プログラムは、性的暴行やレイプがしばしば広範に及ぶ性質を考慮し、性的暴行の被害者がもつ特定のニーズに対処するプログラムを立案しなければならない。
- (b) プログラムは元戦闘員の女性がもつ特定のニーズに対処するものとしなければならない。
- (c) 戦争未亡人や女性の世帯主の安全および生計に関する問題が十分に対処されるように特別な取り組みが作成されなければならない。

119. 安全保障理事会決議第 1325 号(2000)で求められているように、女性と少女の保護と援助をめざす十分に効果的プログラムの立案に必要な情報を提供するために、武力紛争が女性に与える影響についての全面的評価が緊急に求められている。

120. 国連事務総長が安全保障理事会に提出した子どもと武力紛争に関する 2000 年 7 月の報告書(A/55/163-S/2000/712)に示された重要な勧告に注目し、計画立案と保護を改善するために、紛争が少女に与える影響、および戦時の少女を保護し、少女のニーズに応えるための国際プログラムの影響に関する追加の調査と監視が実施されるべきである。

121. 国際社会は、事務総長代表が示しているように、国内避難民の状況に対する迅速かつ統一した国際的対応ができるように、国連難民高等弁務官事務所に類似した、国内避難民(IDP)の保護と支援を特定の委任事項とする国際機関、もしくは少なくとも中央集権化された調整メカニズムの創設にむけて努力すべきである。

122. すでに実施されているが、難民および国内避難民のためのキャンプの設計および人道的援助の配分に、女性と少女を参加させるための努力を強化しなければならない。照明の改善、キャンプの配置の変更、警備員の増員、薪の提供、安全な場所に水源やトイレを配置すること、女性警備

員の配置等を実施するための適切な措置が講じられなければならない。

123. 国連は、国家以外の行為者に対して、国際人道法の下での義務および国際刑事裁判所(ICC)の設立によって受ける特定の影響について知らせるプログラムに着手すべきである。

## B. 国内

124. すべての国家は、ICC ローマ規約、武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択的議定書、最悪の形態の児童労働に関するILO 条約(第 182 号)、市民的および政治的権利に関する国際規約、拷問およびその他の残虐な、非人間的な、品位を傷つける取り扱いもしくは処罰に関する条約、ジェノサイド犯罪の防止と処罰に関する条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約などの関連する国際条約を批准し、これらに定められた法的基準を完全に尊重し、違反者の責任を追及すべきである。

125. すべての政府および国家以外の行為者は、国内避難民に関する指針となる原則を遵守し、その実施を確保すべきである。国家はその領土内で避難させられた人々に保護と援助を提供し、避難民が国際および国内の人道機関に無条件かつ妨害を受けずに接触できるよう保証すべきである。

126. 国家は、特に武装グループの侵入を防ぐなど、難民および国内避難民がいるキャンプの安全性を確保し、紛争により避難させられた女性および子どもの特定の安全の関心事を保証するために、レイプおよびその他のジェンダーに基づく暴力に対する措置を含む、効果的な措置を採用しなければならない。

127. 国家は、女性および子どもに対するレイプもしくはその他の性暴力など、国際人道法に違反する政府もしくは国家以外の行為者に対する武器の供与や、財政的もしくは政治的支援を拒否すべきである。国家は、武装グループがその領土を使って誘拐した女性や少女を拘束したり、強制売春や強制労働のために人身売買させたりしないように追加的な予防措置を取らなければならない。

128. 国家は、その軍隊および文民警察、平和維持部隊に対して、特に女性や子どもなど民間人に対する彼らの責任に関する指導を含むジェンダーに敏感な訓練と教育プログラムを設置すべきである。これに関して、国家は国外に駐留するその軍隊および文民職員の行動規則を立案し、実施し、規則の違反者の責任を追及すべきである。

129. 加盟国は、軍事監視員、警察、平和維持職員、人権および人道職員、特別代表として出向している国民のリストにおいて、女性代表を増員することを確保すべきである。
130. 加盟国は、ジェンダーに敏感な十分な訓練と、十分な数の上級ジェンダー・アドバイザーや児童保護担当職員を確保するため、平和維持、人道援助、紛争後のリハビリテーションや復興の活動を行う主要な国連機関に対して財政的、政治的援助を提供すべきである。
131. 復興プログラムへの資金提供に関わっている政府は、これらのプログラムの立案において女性および少女の特定のニーズや戦時の経験が考慮されるようにすべきである。国家は特に、武力紛争中に性的虐待を受けたり、レイプされた少女や女性の特定のニーズに対処するため、医療およびトラウマ・カウンセリングを含むジェンダーに敏感なプログラムを立案すべきである。
132. 現在、紛争に直面している政府や紛争後の状況に直面している政府は、すべての和解と復興の活動に女性を参加させ、本国帰還および再定住プログラム、リハビリテーション、再統合および紛争後の復興のプログラムを立案する上で、女性の特定のニーズに対処し、戦時の経験を考慮に入れるようにすべきである。
133. 国家は、ジェンダー別の包括的データの収集を行う国内システムを開発し、改善すべきである。
134. 武力紛争が行われている国において、女性と女性グループを和平プロセスに全面的に参加させ、政治交渉において女性のニーズと利害が盛り込まれるように特別の努力が払われるべきである。
135. 戦争犯罪および人権濫用に関する責任追及のメカニズムを確立し、女性に対する暴力を伴う事件が訴追され、加害者を裁判にかけられるようにすべきである。被害者に対する補償も検討されるべきである。すべての和平交渉にこうした規定が含まれなければならない。

## Notes

<sup>1</sup> Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, submitted by Ms. Radhika Coomaraswamy in accordance with Commission resolution 1997/44 (E/CN.4/1998/54), 26 January 1998 (hereinafter referred to as the "1998 report").

<sup>2</sup> The Special Rapporteur would like to especially thank Holly Cartner for her input, as well as Julia Hall from Human Rights Watch for her research on the work of the International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia and the International Criminal Tribunal for Rwanda, and the Asia Pacific Forum on Women, Law and Development for the submissions on armed conflict from throughout the Asian region.

<sup>3</sup> "Gender" for the purposes of the Statute is defined as "the two sexes, male and female, within the context of society". Rome Statute of the ICC, article 7 (3).

<sup>4</sup> Ibid., article 8 (2) (b) (xxii).

<sup>5</sup> Ibid., article 8 (2) (e) (vi).

<sup>6</sup> Ibid., article 7 (1) and (1) (g).

<sup>7</sup> Ibid., article 7 (2) (c).

<sup>8</sup> Ibid., article 7 (1) (h).

<sup>9</sup> Ibid., article 6 (b) and (d).

<sup>10</sup> Ibid., article 21 (3).

<sup>11</sup> Ibid., article 8 (2) (b) (xxvi).

<sup>12</sup> Ibid., article 36 (8) (a) (iii) and (b).

<sup>13</sup> Ibid., article 42 (9).

<sup>14</sup> Ibid., article 43 (6).

<sup>15</sup> On 11 November 1999, Tadic was sentenced to 25 years' imprisonment. That sentence was later reduced by the Appeals Chamber to a maximum of 20 years. International Criminal Tribunal of the Former Yugoslavia, Fact Sheet on ICTY Proceedings, November 2000.

<sup>16</sup> The original indictment in the *Tadic* case charged Tadic with the rape of a woman detainee, Witness F. As the trial drew near, Witness F. withdrew and refused to testify. Some observers claimed that the witness withdrew because she was too frightened to testify and many viewed her retreat as emblematic of the Tribunal's failure to provide adequate witness protection, particularly to women survivors of sexual assault. Witness F.'s refusal to participate forced the Prosecutor to amend the indictment, withdrawing the rape charges against Tadic. The Tribunal thus turned to a consideration of the broader setting in which Tadic operated an environment characterized, in part, by brutal sexual violence. See for example, Kelly Askin, Sexual Violence in ICTY and ICTR Indictments and Decisions: The Current Status of Prosecutions Based on Gender-Based Crimes Before the ICTY and ICTR: Developments in the Protection of Women in International Humanitarian Law, *American Journal of International Law*.

<sup>17</sup> *Prosecutor v. Tadic*; Indictment, para. 2.6.

<sup>18</sup> The *Tadic* court stated that the crime of persecution encompasses acts of varying severity, from killing to a limitation on the type of professions open to a targeted group. *Prosecutor v. Tadic*, Judgement, 7 May 1997, para. 704. In important dicta, the court also addresses the issue of whether a single act can constitute a crime against humanity: clearly, a single act by a perpetrator taken within the context of a widespread or systematic attack against a civilian population entails individual criminal responsibility and an individual perpetrator need not commit numerous offences to be held liable. Although it is correct that isolated, random acts should not be included in the definition of crimes against humanity, that is the purpose of requiring that the acts be directed against a civilian population and thus even an isolated act can constitute a crime against humanity if it is the product of a political system based on terror or persecution. *Ibid.*, para. 649 quoting Henri Meyerowitz in the report of Special Rapporteur D. Thiam of the International Law Commission (A/CN.4/466), para. 89.

<sup>19</sup> *Prosecutor v. Blaskic*, No. IT-95-14, Judgement, 3 March 2000. Blaskic was acquitted on charges of committing genocide.

<sup>20</sup> ICTY Statute, article 7 (1).

<sup>21</sup> *Prosecutor v. Blaskic*, Judgement, para. 203. The other three elements were: (a) the existence of a political objective, a plan pursuant to which the attack is perpetrated or an ideology, in the broad sense of the word, that is, to destroy, persecute or weaken a community; (b) the perpetration and use of significant public and private resources, whether military or other; and (c) the implication of high-level political and/or military authorities in the definition and establishment of the methodical plan.

<sup>22</sup> *Prosecutor v. Delalic, et al.*, Case No. IT-96-21-A, 16 November 1998. For other acts, Delic was also convicted of wilful killing and murder, torture, inhuman and cruel treatment, causing great suffering or serious injury, and the unlawful confinement of civilians.

<sup>23</sup> The *Celebici* court further notes that the United Nations has recognized that violence directed against a woman because she is a woman, including acts that inflict physical, mental or sexual harm or suffering, represent a form of discrimination that seriously inhibits the ability of women to enjoy human rights and freedoms. Thus, the court supported the view that gender discrimination can provide a basis for prosecuting rape as torture. *Delalic, et al.*, Judgement, para. 493.

<sup>24</sup> For example, numerous witnesses testified that Delic was a commander with all the requisite power the position implies. *Ibid.*, para. 798.

<sup>25</sup> *Prosecutor v. Furundzija*, Case No. IT-95-17/1-T, Judgement, 10 December 1998.

<sup>26</sup> *Ibid.*, paras. 165-171.

<sup>27</sup> The objective elements of rape include:

(i) the sexual penetration, however, slight:

(a) of the vagina or anus of the victim by the penis of the perpetrator or any other object used by the perpetrator; or

(b) of the mouth of the victim by the penis of the perpetrator;

(ii) by coercion or force or threat of force against the victim or a third person.

Ibid., para. 185. The court states that forced oral sex can be just as humiliating and traumatic for the victim as vaginal or anal penetration and that a broad definition of what constitutes a rape comports with the fundamental principle of protecting human dignity. Ibid., para. 184.

<sup>28</sup> Ibid., para. 162.

<sup>29</sup> Ibid.

<sup>30</sup> Ibid., para. 26.

<sup>31</sup> The ICTY rules do not include a special privilege for medical or counselling records. Many critics of the *Furundzija* court's actions have called on the ICTY to amend the Rules of Procedure and Evidence to include a privilege for medical or rape counselling records that would prohibit their disclosure unless the court is convinced, after in camera review, of the defence's contention that the records are not only relevant but exculpatory. The final version of the Rules of Procedure and Evidence of the ICC does recognize as privileged those communications between a person and his or her medical doctor, psychiatrist, psychologist or counsellor under rule 73 (3). Preparatory Commission for the International Criminal Court, report of the Working Group on Rules of Procedure and Evidence (PCNICC/2000/WGRPE/L.8), 27 June 2000, p. 5.

<sup>32</sup> *Furundzija*, Case No. IT-95-17/1-A, Appeals Judgement, 21 July 2000.

<sup>33</sup> Between July 1992 (April 1992 for Vukovic) and February 1993, the accused are charged with raping women in detention facilities; taking women out of detention centres to houses, apartments and hotels to rape them; forcing women to undress and dance nude before groups of soldiers and police; engaging in gang rape and public rapes; detaining women in houses and apartments used as brothels; forcing women to perform domestic chores in houses and apartments, as well as forcing them to submit to sexual assaults; and selling women in exchange for money. The rapes included vaginal, anal and oral penetration and fellatio. Kunarac is charged with command responsibility for the acts of sexual violence committed by his subordinates. Many of the victims were children; one girl was 12 and one 15 at the time they were raped and serially sexually abused at Foca. Many of the women were serially raped over long periods of time. Many suffered permanent gynaecological damage as a result of the abuse, including one woman who can no longer conceive as a result of such damage. The indictments also recount the rape of a woman seven months pregnant.

<sup>34</sup> ICTY press release, 27 June 1996.

<sup>35</sup> *Blaskic*, Judgement, note 179.

<sup>36</sup> The doctrine of command responsibility holds those in positions of superior authority liable for the acts of their subordinates. See ICTY Statute, article 7 (3).

<sup>37</sup> In addition to Milosevic, Milan Milutinovic, the President of Serbia, Nikola Sainovic, Deputy Prime Minister of the Federal Republic of Yugoslavia, Dragoljub Ojdanic, Chief of Staff of the Yugoslav Army, and Vlajko Stojiljkovic, Minister of Internal Affairs of Serbia, were also indicted.

<sup>38</sup> ICTY press release, "ICTY Prosecutor, Carla Del Ponte, releases background paper on sexual violence investigation and prosecution". The Hague, 8 December 1999.

<sup>39</sup> *Prosecutor v. Akayesu*, ICTR-96-4, 13 February 1996, amended ICTR-96-4-I, 17 June 1997.

<sup>40</sup> The indictment defines acts of sexual violence to include "forcible sexual penetration ... and sexual abuse, such as forced nudity". *Ibid.*, para. 10A. The original *Akayesu* indictment did not include any charges for crimes of sexual violence despite overwhelming evidence of mass rapes at Taba commune. A lack of political will among some high-ranking Tribunal officials as well as deficient investigative methodologies employed by some of the investigative and prosecutorial staff of the ICTR accounted for this omission. The indictment was amended after numerous Tutsi women testified and spoke out publicly about sexual violence in Taba commune. See also Human Rights Watch, *Shattered Lives: Sexual Violence During the Rwandan Genocide and its Aftermath*, September 1996, detailing the massive amount and systematic nature of sexual violence during the Rwandan genocide. In June 1997, the *Akayesu* indictment was amended to reflect the pivotal role that sexual violence played in the genocide of Tutsis in Taba commune.

<sup>41</sup> During the *Akayesu* trial, several Tutsi women testified that they were subjected to repeated collective rape by militia in and around the commune office, including in view of Akayesu. They spoke of witnessing other women being gang-raped and murdered while Akayesu stood by. In one instance, Akayesu was present during such a rape/murder and reportedly told the rapists, "[n]ever ask me again what a Tutsi woman tastes like". *Prosecutor v. Jean Paul Akayesu*, Prosecution's Closing Brief, volume I, 29 April 1998, para. 165. In addition, victims and witnesses at trial described other acts of sexual violence including public rape, rape with objects such as machetes and sticks, sexual slavery, forced nudity, and the rape of girl children.

<sup>42</sup> *Akayesu*, Amended Indictment, para. 12B.

<sup>43</sup> *Akayesu*, Judgement, 2 September 1998, para. 31 (under sect. 7.8, Count 1 - Genocide, Count 2 - Complicity in Genocide).

<sup>44</sup> *Ibid.*, para. 52.

<sup>45</sup> *Akayesu*, Amended Indictment, para. 10A.

<sup>46</sup> *Akayesu*, Judgement, paras. 596-598, sect. 6.4, Crimes against Humanity.

<sup>47</sup> *Prosecutor v. Musema*, ICTR-96-13-I Judgement, 27 January 2000, para. 907.

<sup>48</sup> *Ibid.*, para. 933.

<sup>49</sup> *Ibid.*, para. 966.

<sup>50</sup> *Prosecutor v. Ntahobali*, Case No. ICTR-97-21-I, 26 May 1997.

<sup>51</sup> *Prosecutor v. Semanza*, Case No. ICTY-97-20-I, Amended Indictment, 23 June 1999.

<sup>52</sup> *Prosecutor v. Bagilishema*, Case No. ICTR-95-1A-I, Amended Indictment, 17 September 1999.

<sup>53</sup> Human Rights Watch, *World Report 2001*, p. 457.

<sup>54</sup> In the indictment of Dragoljub Kunarac, the defendant is alleged to have held women in the military headquarters and forced them to provide sexual and domestic services. The defendant was charged with the crime of enslavement. *Prosecutor v. Gagovic and Others* ("Foca" case), Case No. IT-96-23, Decision on Defence Preliminary Motion on the Form of the Amended Indictment, 21 October 1998.

<sup>55</sup> In addition, in many conflicts Governments use paramilitaries, either officially or informally linked to the Government. For purposes of this discussion, such paramilitary units are considered State agents, for whose conduct the State is accountable.

<sup>56</sup> *Children in armed conflict: report by the Secretary-General*, A/55/163-S/2000/712, 19 July 2000, para. 34.

<sup>57</sup> In case studies from El Salvador, Ethiopia and Uganda, it was found that reportedly a third of child soldiers were girls. Coalition to Stop the Use of Child Soldiers, *Girls With Guns: An Agenda On Child Soldiers For Beijing Plus Five* ([http://www.child-soldiers.org/themed\\_reports/beijing\\_plus.html](http://www.child-soldiers.org/themed_reports/beijing_plus.html)), p. 1. See also Susan McKay and Dyan Maurice, "Girls in militaries, paramilitaries, and armed opposition groups", unpublished, p. 5.

<sup>58</sup> The International Labour Organization (ILO) Worst Forms of Child Labour Convention, 1999, came into force on 19 November 2000, prohibiting forced or compulsory labour, including the forced recruitment of child soldiers (ILO Convention No. 182 on the Prohibition and Immediate Action for the Elimination of the Worst Forms of Child Labour, 17 June 1999). The Commission on Human Rights in resolution 1999/80 called upon all States, among other things, to take effective action against violations of girls' human rights and fundamental freedoms (para. 7). The special situation of child soldiers was also addressed in the Rome Statute of the ICC, which identified the conscription, enlistment or active use in hostilities of child soldiers under the age of 15 as a war crime (art. 8 (2) (b) (xxvi)).

<sup>59</sup> General Assembly resolution 54/263 of 26 June 2000, annex I, Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict. The Optional Protocol also calls on non-State actors to stop the recruitment and use of children under 18.

<sup>60</sup> Additional report of the Special Representative of the Secretary-General for Children and Armed Conflict, Mr. Olara Otunnu, submitted in accordance with General Assembly resolution 53/128 (E/CN.4/2000/71 of 9 February 2000), para. 45.

<sup>61</sup> "Special Representative for Children and Armed Conflict welcomes Rwandan law allowing girls to inherit property", press release HR/4465, 20 March 2000.

<sup>62</sup> Security Council resolution 1261 (1999) of 25 August 1999, para. 10. Similarly, on 11 August 2000, the Security Council underlined:

"the importance of giving consideration to the special needs and particular vulnerabilities of girls affected by armed conflict, including, inter alia, those heading households, orphaned, sexually exploited and used as combatants, and urges that their human rights, protection and welfare be incorporated in the development of policies and programmes, including those for prevention, disarmament, demobilization and reintegration".

Security Council resolution 1314 (2000) of 11 August 2000, para. 13.

<sup>63</sup> For a detailed discussion of the factors that affect refugee women, see the 1998 report (E/CN.4/1998/54), paras. 166-178.

<sup>64</sup> Women and children make up the overwhelming majority of refugees and internally displaced persons around the world - most estimates indicate that women and children make up at least 80 per cent of all displaced persons worldwide. For example, in Colombia women and children make up approximately 80 per cent of all internally displaced. Some 58 per cent of the internally displaced are women while 55 per cent are under 18 years of age. Report of the Representative of the Secretary-General on internally displaced persons submitted in accordance with Commission resolution 1999/47, addendum. Profiles in displacement: follow-up mission to Colombia (E/CN.4/2000/83/Add.1 of 11 January 2000), para. 32.

<sup>65</sup> The treatment of IDPs is governed, however, by international human rights and humanitarian law.

<sup>66</sup> Document E/CN.4/1998/53/Add.2 of 11 February 1998, principle 11. See also principle 4. The Guiding Principles are also available on the OHCHR Web site ([www.unhchr.ch](http://www.unhchr.ch)) in 16 languages.

<sup>67</sup> Internally displaced persons: report of the Representative of the Secretary-General, Mr. Francis M. Deng, submitted pursuant to Commission on Human Rights resolution 1999/47 (E/CN.4/2000/83), paras. 35-37.

<sup>68</sup> A recent UNIFEM study on violence against women in post-conflict Kosovo concluded that, while domestic violence existed before the war, "it appears to have increased since the conflict. Possible explanations ... [include] increased acceptability of violence as a way to solve problems, the breakdown of tight family and social structures, a general rise in instability and uncertainty, the increased sense of powerlessness amongst the community ...". *No Safe Place: Results of an Assessment on Violence against Women in Kosovo* (sect. 6 on domestic violence - First Incidence of Violence), UNIFEM, Prishtina, April 2000.

<sup>69</sup> Tim Kemanusian, Timor Barat Sekretariat, Report of VAW Investigations in IDP/Refugee Camps in West Timor, Kupang-ntt, Indonesia, August 2000.

<sup>70</sup> See, for example, George Boehmer, Tragedy in Kosovo ([www.abcnews.go.com/sections/world/DailyNews/kosovo000412.html](http://www.abcnews.go.com/sections/world/DailyNews/kosovo000412.html)), 12 April 2000.

<sup>71</sup> UNMIBH/OHCHR, "Report on Joint Trafficking Project of UNMIBH/OHCHR", May 2000. Between March 1999 and March 2000, UNMIBH and OHCHR intervened in 40 cases of trafficking and possible trafficking in persons, involving 182 women. The report states that, "In approximately 14 cases ... there was compelling evidence of complicity by police, primarily local officers but also some international police, as well as foreign military (SFOR troops)."

<sup>72</sup> Ibid., p. 7.

<sup>73</sup> Graça Machel, The Impact of Armed Conflict on Children: A critical review of progress made and obstacles encountered in increasing protection for war-affected children, report presented at the International Conference on War-Affected Children, Winnipeg, Canada, 10-17 September 2000, p. 19.

<sup>74</sup> Japan NGO Report Preparatory Committee, Women 2000: Japan NGO Alternative Report, 13 August 1999 ([http://www.jca.apc.org/fem/bpfa/NGOreport/E\\_en\\_Conflict.html](http://www.jca.apc.org/fem/bpfa/NGOreport/E_en_Conflict.html)). Report prepared for the “Beijing + 5” Special Session of the General Assembly in June 2000.

<sup>75</sup> “U.S. soldier sentenced to 6 years in prison for murdering barmaid”, The Korea Herald, 8 November 2000.

<sup>76</sup> Security Council resolution 1265 (1999) of 17 September 1999, paras. 13 and 14.

<sup>77</sup> Security Council resolution 1325 (2000) of 31 October 2000, preamble.

<sup>78</sup> One positive example: women’s and human rights groups in Burundi have been striving for greater participation of women in the peace process. Ultimately the women’s groups were granted Permanent Observer Status at the talks. On 16 August 2000, all negotiating parties to the Burundi peace negotiations agreed to accept many recommendations that had been put forward by Burundi women’s groups representing all 19 negotiating political parties. The recommendations include: the establishment of mechanisms to punish and put an end to war crimes such as rape and sexual violence; guarantees for women’s rights to property, land and inheritance; measures to ensure women’s security and safe return; and guarantees that girls have the same rights as boys to all levels of education. UNIFEM press release, “Consensus reached on women’s centrality to a new Burundi”, 16 August 2000.

<sup>79</sup> Truth and Reconciliation Commission Final Report, vol. 4, chap. 10, Special Hearing: Women, p. 1. Available at (<http://www.polity.org.za/govdocs/commissions/1998/trc/4chap10.htm>).

<sup>80</sup> Ibid.

<sup>81</sup> Donna Ramsey Marshall, *Women in War and Peace*, United States Institute of Peace, August 2000, p. 21, quoting the Truth and Reconciliation Commission Final Report.

<sup>82</sup> Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, addendum: mission to Pakistan and Afghanistan (1-13 September 1999) (E/CN.4/2000/68/Add.4), para. 13.

<sup>83</sup> Human Rights Watch, “The massacre in Mazar-I-Sharif”, November 1998, p. 12.

<sup>84</sup> Report on the situation of human rights in Afghanistan, submitted by Mr. Kamal Houssain, Special Rapporteur, in accordance with Commission resolution 1999/9 (E/CN.4/2000/33), para. 44.

<sup>85</sup> At the time of its investigation into humanitarian law violations in Mazar-I-Sharif, Human Rights Watch noted that it “was not able to locate witnesses” who were willing or able to describe specific incidents in detail, but nevertheless believed that “the allegations are serious enough to warrant special attention in any formal investigation into assaults on civilians during the takeover of Mazar-I-Sharif”. Human Rights Watch, “The massacre in Mazar-I-Sharif”, p. 12.

<sup>86</sup> Report on the situation of human rights in Afghanistan, op. cit., para. 45.

<sup>87</sup> Report of the Special Rapporteur on violence against women, mission to Pakistan and Afghanistan, op. cit., para. 44.

<sup>88</sup> Human Rights Watch, World Report 2001, p. 35.

<sup>89</sup> Ibid., p. 37.

<sup>90</sup> The International Rescue Committee, a United States-based humanitarian organization working in the Burundian refugee camps, documented 122 cases of rape and 613 cases of domestic violence in four camps in 1998. There were 111 rapes and 764 cases of domestic violence reported in the same camps in 1999, as cited in Human Rights Watch, Seeking Protection: Addressing Sexual and Domestic Violence in Tanzania's Refugee Camps, October 2000, p. 2.

<sup>91</sup> Ibid., p. 5.

<sup>92</sup> Human Rights Watch, World Report 2001, p. 114.

<sup>93</sup> Amnesty International, Urgent Action: Colombia, AI Index: AMR 23/50/00, 21 June 2000.

<sup>94</sup> Amnesty International, Colombia: Barrancabermeja: A City Under Siege, AI Index: AMR 23/036/1999, 1 May 1999.

<sup>95</sup> These include the government forces of President Laurent Désiré Kabila together with forces from Angola, Zimbabwe and Namibia against the Congolese Rally for Democracy (Rassemblement congolais pour la démocratie) together with forces from Rwanda, Uganda and Burundi, as well as a number of traditional militia groups.

<sup>96</sup> Human Rights Watch, World Report 2001, p. 449. See also Human Rights Watch, Eastern Congo Ravaged, May 2000.

<sup>97</sup> Information from the Goma-based NGO, Promotion et appui aux initiatives féminines.

<sup>98</sup> Report on the situation of human rights in the Democratic Republic of the Congo submitted by Mr. Roberto Garretón, Special Rapporteur, in accordance with Commission resolution 1999/56 (E/CN.4/2000/42), para. 111.

<sup>99</sup> Ibid., para. 117.

<sup>100</sup> Amnesty International, Annual Report 2000, p. 129.

<sup>101</sup> Note by the Secretary-General transmitting the report of the joint mission to East Timor (A/54/660 of 10 December 1999), para. 48. For cases, see also paras. 50 and 51. See also Report of the High Commissioner for Human Rights on the situation of human rights in East Timor submitted to the Commission on Human Rights at its fourth special session (E/CN.4/2000/44, annex, of 24 March 2000), paras. 35 and 36.

<sup>102</sup> Serious investigations into rape as an element of crimes against humanity only began in July; before then only two rape cases from 1999 were under active investigation. One factor was the lack of women investigators. Less than 4 per cent of the civpol force overall was female, and of the handful of women investigators, only one had special training in investigating sexual crimes. Human Rights Watch, World Report 2001, p. 192.

<sup>103</sup> Identical letters dated 31 January 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the General Assembly, the President of the Security Council and the Chairperson of the Commission on Human Rights transmitting the report of the International Commission of Inquiry on East Timor (S/2000/59).

<sup>104</sup> Human Rights Watch, Kosovo: Rape as a Weapon of Ethnic Cleansing, March 2000, p. 10.

<sup>105</sup> Human Rights Watch, World Report 2000, p. 439.

<sup>106</sup> Human Rights Watch, Kosovo, op. cit., p. 18.

<sup>107</sup> See UNHCR/OSCE, Assessment of the Situation of Ethnic Minorities in Kosovo, (Period covering November 1999 through January 2000), 12 July 2000.

<sup>108</sup> The ERRC interviewed an eyewitness who reported that his sister and wife had been raped by four men in Djakovica on 29 June. They also interviewed the relative of a woman from Kosovska Mitrovica who had been raped on 20 June by six men in KLA uniforms. European Roma Rights Center, "Press statement: the current situation of Roma in Kosovo", 9 July 1999, p. 1. See also Human Rights Watch, Abuses against Serbs and Roma in the New Kosovo, August 1999.

<sup>109</sup> Report of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Official Records of the General Assembly, Fifty-fifth session, supplement No. 38 (A/55/38), paras. 30-90.

<sup>110</sup> Human Rights Watch, Behind the Kashmir Conflict: Abuses by Indian Security Forces and Militant Groups Continue, July 1999, p. 12.

<sup>111</sup> Amnesty International, Children in South Asia: Securing their rights, Amnesty International Index: ASA 04/01/98, p. 41.

<sup>112</sup> Report of the Special Rapporteur on violence against women, its causes and consequences, Ms. Radhika Coomaraswamy, addendum: mission to Indonesia and East Timor on the issue of violence against women (E/CN.4/1999/68/Add.3), para. 71.

<sup>113</sup> Amnesty International Canada, "Refugees at risk: continued attacks on East Timorese" at [www.amnesty.ca/women/freedom5b.html](http://www.amnesty.ca/women/freedom5b.html), updated 17 June 2000.

<sup>114</sup> Amnesty International, "Indonesia: The impact of impunity on women in Aceh", ASA 21/060/2000, 23 November 2000, p. 3.

<sup>115</sup> The Asian Women's Fund, which was set up by the Government of Japan in 1995, was intended to collect private sources of money for former comfort women and to fund the work of NGOs that are working with these victims. However, many victims have refused to accept the money offered by the Fund, considering it insulting and primarily an effort by the Government to evade actual responsibility. These victims have demanded instead real compensation and an official apology for the crimes committed against them.

<sup>116</sup> Report on the mission to the Democratic People's Republic of Korea, the Republic of Korea and Japan on the issue of military sexual slavery in wartime (E/CN.4/1996/53/Add.1 and Corr.1), sect. IX.

<sup>117</sup> An analysis of the legal liability of the Government of Japan for “comfort women stations” established during the Second World War (E/CN.4/Sub.2/1998/13), appendix.

<sup>118</sup> Cited in the update to the final report submitted by Ms. Gay J. McDougall, Special Rapporteur on systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflict (E/CN.4/Sub.2/2000/21), para. 75.

<sup>119</sup> Cited in ibid., para. 76.

<sup>120</sup> Ibid.

<sup>121</sup> “Japanese court rejects Korean comfort woman’s appeal”, Korea Times, 1 December 2000.

<sup>122</sup> Soh Ji-young, “Civil tribunal to convene on wartime sex slavery crimes of Japan”, Korea Times, 9 November 2000.

<sup>123</sup> Situation of human rights in Myanmar: report of the Special Rapporteur, Mr. Rajsoomer Lallah, submitted in accordance with Commission on Human Rights resolution 1999/17 (E/CN.4/2000/38), para. 50.

<sup>124</sup> Interim report on the situation of human rights in Myanmar prepared by the Special Rapporteur of the Commission on Human Rights in accordance with Economic and Social Council decision 1998/261 of 30 July 1998 (A/53/364, annex), para. 51.

<sup>125</sup> Interim report on the situation of human rights in Myanmar, prepared by the Special Rapporteur of the Commission on Human Rights in accordance with Economic and Social Council decision 1999/231 of 27 July 1999 (A/54/440, annex), para. 36.

<sup>126</sup> Human Rights Watch, World Report 2001, p. 316.

<sup>127</sup> Human Rights Watch, “Rape allegations surface in Chechnya”, 20 January 2000.

<sup>128</sup> Human Rights Watch, February 5: A Day of Slaughter in Novye Aldi (June 2000), vol. 12, No. 9 (D), p. 28.

<sup>129</sup> Human Rights Watch, “Sexual violence in the Sierra Leone conflict”, 26 September 2000, unpublished.

<sup>130</sup> Amnesty International, Sierra Leone: Rape and Other Forms of Sexual Violence Against Girls and Women, AI Index: AFR 51/35/00, 29 June 2000, p. 2.

<sup>131</sup> Amnesty International, Annual Report 2000, Sierra Leone, p. 209. See also, Human Rights Watch, Getting Away with Murder, Mutilation, and Rape: New Testimony from Sierra Leone, June 1999 and Otunnu, op. cit. (E/CN.4/2000/71), para. 11.

<sup>132</sup> McDougall, op. cit. (E/CN.4/Sub.2/2000/21), paras. 16 and 17.

<sup>133</sup> The report proposes that the Court be a hybrid, using both international and Sierra Leonean law, judges and prosecutors.

<sup>134</sup> Human Rights Watch, press release, "Refugee women in Guinea raped: Government incites attacks on Sierra Leonean and Liberian refugees; UNHCR must act", 13 September 2000.

<sup>135</sup> United Nations press release, 14 March 2000.

<sup>136</sup> The University Teachers for Human Rights, information bulletin No. 23, 11 July 2000.

## 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業は、2002年以降、順次終了の時期を迎えます。

同時に、武力紛争における女性の人権問題、人身売買およびドメスティック・バイオレンス（夫や恋人からの暴力）など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階  
TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347  
Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)